

令和4年海津市議会第4回定例会

◎議事日程（第2号）

令和4年12月5日（月曜日）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

追加日程第1 議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正について

◎出席議員（14名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	15番	伊藤誠君

◎欠席議員（1名）

14番 水谷武博君

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	寺村典久君

総務部参事 未来創生マネージャー	柴 澤 亮 君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子 安 弘 樹 君
総務部次長兼 秘書広報課長	渡 辺 昌 代 君	市民環境部長	近 藤 三喜夫 君
健康福祉部長	近 藤 康 成 君	産業経済部長併 産業委員会 事務局局長	安 立 文 浩 君
産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱 田 登 君	建設水道部長	中 村 勝 豊 君
教育委員会 事務局局長	大 橋 隆 幸 君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	石 原 敏 彦 君
消 防 長	木 村 謙 二 君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君
総 務 部 企画財政課長	山 崎 賢 二 君	総 務 部 総 務 課 防災危機管理室長兼 防災専門官兼 健康福祉部健康課 ワクチン接種調整担当課長	兒 玉 靖 君
健 康 福 祉 部 高齢介護課長	三 宅 正 美 君	健 康 福 祉 部 こども未来課長	鈴 木 良 彦 君
教育委員会事務局 社会教育課長兼 歴史民俗資料館長 兼 図 書 館 長	徳 永 宗 哲 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	佐 野 正 美	議 会 事 務 局 議会総務課長兼 議会総務係長兼 議事調査係長	中 島 浩 子
議 会 事 務 局 議会総務課主事	石 原 進 吾		

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

本日の会議、14番 水谷武博君の欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番 古川理沙君、2番 片野治樹君を指名します。

◎一般質問

○議長（伊藤 誠君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので御了解願います。

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（伊藤 誠君） 最初に、8番 伊藤久恵君の質問を許可します。

伊藤久恵君。

〔8番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○8番（伊藤久恵君） おはようございます。

一般質問の機会をいただきありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

まだちょっと体調が優れず、せきが出ますので、マスクをしたままさせていただきます。

1点目、学校ICT教育について。特にデジタル教科書について質問いたします。

質問相手、教育長でございます。

最近では、急速なスマホの普及やICTの普及により、情報モラル教育の充実を求められるようになりました。政府は、十分な検討や対応策が追いつかないまま、教育現場でのデジ

タル化を加速させようとしていることに少し不安を感じております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、全国一斉の臨時休校が求められ、オンライン授業が必要に迫られたことで、小・中学校に1人1台の学習用端末が配備され、GIGAスクール構想は一気に実現しました。文部科学省は、GIGAスクール構想を進めるために、令和3年度は、GIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業及び令和4年度は、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を進めています。令和6年度からのデジタル教科書の本格導入を目指して、国の予算でデジタル教科書を試してもらおうと、本年度から全ての小・中学校に試験的にデジタル教科書が配付されています。

本市では、既に今年度、小学校5年生から中学校3年生の英語のデジタル教科書が導入されています。そのほか、学校によって少し違いがあるものの、国語・社会、国語・道徳などが導入されているとお聞きしました。

文科省は、新しい学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びには、デジタル教科書が必要だという考えのようです。新指導要領では、情報活用能力を言語能力と並ぶ学習の基盤と位置づけ、全教科を通して育成するものとしています。これからの時代は、情報通信技術が仕事や生活に不可欠なものとなり、学校時代からICTを普及させる狙いがあると思われます。

ただ、教育現場や専門家からは、デジタル教科書の本格導入について慎重な対応を求める声もあります。視力の低下や依存症のおそれなど、健康面への不安をはじめ、本当に学力を向上させる効果があるのか疑問視する声もあります。

市としては、国や県から出された方針に従うということはそのとおりであります、本市としての認識や方針をお伺いしたく質問させていただきます。

1点目、本市におけるデジタル教科書実証事業の内容はどのようなものでしょうか。

2点目、デジタル教科書のメリット、デメリットをどう考えているのでしょうか。

3点目、今後の方針についてお示してください。

以上、御説明よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） おはようございます。

伊藤久恵議員の1点目の学校ICT教育（デジタル教科書）についての御質問にお答えします。

1つ目のデジタル教科書実証事業の内容につきましては、国がデジタル教科書を各自治体

に無償で提供する事業で、児童・生徒が学校や家庭においてタブレットを用いてデジタル教科書を使用することによって得られる教育効果を検証するとともに、課題を抽出し解決策を明らかにすることを目的に実施されております。

本市におきましては、今年度から県のデジタル教科書活用方針に基づいて、市内全小学校5・6年生及び全中学生にデジタル教科書を導入しております。教科につきましては、全学校に英語、さらに国語、社会、道徳の中から1教科、各学校が希望した教科としております。

2つ目のデジタル教科書のメリットとデメリットにつきましては、児童・生徒、教師にとって、ともに有用であると考えております。

児童・生徒にとってのメリットは、特に3点あります。

1つ目は、英語の学習において、音声読み上げ機能を使い、個々の学習レベルに合わせた読み上げ速度で聞くことができるということです。繰り返し練習することで、正しい発音を身につけることにつながります。

2点目は、デジタル教科書に貼られたリンクを開くことで、容易に動画等の参考資料を確認することができるということです。英語の学習では、外国の生活の様子や会話を動画で見ることができ、授業内容のより深い理解につながります。

3点目は、地理や歴史の資料等を拡大表示できることです。細部まで見ることができ、児童・生徒の気づきの手助けになります。

また、教科書の持ち運びが成長過程にある児童・生徒の身体への負担として危惧されている中、今後デジタル教科書が普及することで、その負担が軽減されることも考えられます。

教師にとってのメリットは2点あります。

1点目は、動画や音声などのデジタル資料を使うことで、より分かりやすい授業を行うことができるということです。

2点目は、拡大資料等を紙で作成する必要がなくなることによって、教材準備の時間が削減されて、教師の負担が減り、働き方改革につながるということです。

一方、デメリットについては、端末の画面に集中することで、視力低下など健康面への影響が心配されますが、学習面においては今のところないものと考えております。

3つ目の今後の学校ICT教育の方針につきましては、国は学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業として、令和5年度も引き続き、全ての小・中学校を対象にデジタル教科書を提供する予定としております。

現在は、国の実証事業として市内全小・中学校に対し、無償でデジタル教科書が提供されておりますが、実証事業終了後の費用負担については明確な方針が示されておらず、本市で費用負担が必要となることも想定されます。

本市といたしましては、デジタル教科書の導入を推進していきたいと考えてはおりますが、

国の動向を注視しながら、予算対応なども含め検討してまいります。

これからの子どもたちにとって、情報活用能力は必須なものであり、その力の育成のためにも、学校教育においてＩＣＴ機器を活用した学習をより一層充実させてまいりたいと思います。

また、ＩＣＴ教育の推進と同時に、子どもたちの成長や人格の形成には発達段階に応じた実体験による学習は欠かせないものであると考えております。今後も、ＩＣＴ教育と体験を重視した教育の両面を推進してまいりたいと思います。

以上、伊藤久恵議員の１点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔８番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○８番（伊藤久恵君） ありがとうございます。御答弁、ありがとうございました。

本市においては、小学校５年生、６年生、そして中学校に英語と国語、社会、道徳等のデジタル教科書が配付されているということで、本市でも１年かけて実証して、これから現場の声を集約するということだと思います。

先日ですね、中学校のＩＣＴ教育の現場を知ろうと、文教福祉委員会の議員研修として、日新中学校の授業参観を計画いたしまして、多くの議員に生徒がＡＩドリルをやっているところを見ていただくことができました。

しかし、ちょうどその当日なんですけど、私自身体調が優れずに計画した張本人が参加できず申し訳ございませんでした。本当に非常に残念な思いをしておりましたところ、体調が少しよくなってから、改めて学校の先生がお時間をくださいまして、授業を拝見する機会をいただきました。本当に先生方の御厚意に感謝いたします。ありがとうございます。

そのとき、授業開始前の休憩時間の僅か３分なんですけど、その時間もＡＩドリルに一生懸命取り組んでいるんですね、生徒が。その３分という時間の間で、次の授業への集中力が増しているというか、何か本当に、すごいみんなの集中した空気感がぴりぴり伝わってきて、何か本当にすごいなってちょっと感動いたしました。ありがとうございます。

授業に入りまして、大きなモニターで映し出されたデジタル教科書の画面が、同時に子ども一人ひとりのタブレットでも出ておりまして、子どもたちはまた必要な資料をそこで探したりして探求しているという姿を見せていただいて、本当に自分たちが、かなり昔ですけど、受けてきた授業の姿からは本当に変わったんだなあということを感じましたし、まさに教育の革命が今起こっているなということを実感いたしました。

また、それに指導してくださる先生方も何か大変かなって感じたんですけど、そこで質問なんですけど、現場の先生方の多忙さが深刻化している今、デジタル教科書使用でまた先生

方の不安も大きいのではないかと思いますけど、そういうデジタル教科書の活用なんかの研修等はございますでしょうか。お聞きします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 先生御指摘のように、ベテランの先生方の中には、ＩＣＴの導入で負担を感じているというか、負担感が大きくなったなということを思っていらっしゃる先生もお見えでございます。

ただ、先日のこのコロナの中で、オンライン授業というのを市内一斉に２週間やらせていただいたんですが、そのときにベテランの先生方もやらざるを得ない必然が生まれたので、今まではちょっと敬遠していらっしゃる方もお見えになったんですが、若手からどうやってやるのということで聞きながら、一生懸命取り組んでいかれる中で、本当にＩＣＴのリテラシーが市内全体がぐっと上がりまして、今は本当に問題なくデジタル教科書も使って授業をやっているという状況がございます。

もちろん、そういった研修につきましても、令和３年度より研究所の夏期研修講座の中にこのデジタル教科書の使用について、ＩＣＴ機器の利用について、研修の場を、講座を設けて、希望者の方ではございますけれども、教科書会社のインストラクターに来ていただいて、子どもたちがより意欲的に使えるように、様々な機能ですとか活用事例を研修して学んでいただいているというところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○８番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

何か今の教育長のお話を聞いていますと、この２年間で先生方もかなりＩＣＴ機器を活用する力がついてきているということなんですよ。また、先生方にとっても、忙しい中で、働き方の改革が言われておりますけど、それになっているということを感じました。

デジタル教科書の研修の機会があるということを聞いて、少し安堵いたしましたし、中にはまだ困っていらっしゃる先生もいらっしゃるかもしれませんので、これからも研修の機会をぜひ継続していただけたらと思います。

次の質問ですが、私、友達の紹介である本と出会ったんですけど、「ＡＩ vs. 教科書が読めない子どもたち」という新井紀子さんという方の書籍なんですけど、少し衝撃を受けてまして、少し紹介させていただきますと、この方は国立情報学研究所教授の新井さんという方なんですけど、この方の意見によりますと、小学生はまず思考力や判断力の基礎となる学力に加えて、ノートの取り方、それから予習、復習の仕方、資料の探し方などを学ぶ方法を身につけることが必要だということをおっしゃっているんですね。今まで長年築き上げてきた紙の学習スタイルがデジタルに替わるというのを、本当にそれでいいのかという公平な判断

をすることが必要だということを言ってみえます。

また、今の中学生の半数以上が、教科書を読んでも理解できない状態で卒業しているとおっしゃっているんですね。21世紀に必要な能力というのは、教科書を正確に読むと、正しいイメージをつかむ力、そして学校教育で求められるのは、教科書を精読してゆっくり考え、自分でノートにまとめて、分からなかったときに自分で調べて、どこで自分がつまずいているのかを説明できる能力、それを育成することが大事だということをすごく述べられております。

なぜこの本ですごく思ったかといいますと、ちょうど2年前ですけど、読売新聞で、4日間にわたって「デジタル教科書を問う」という特集が組まれまして、そのときからいろいろ考えていたんですけど、もちろん現場の先生方には先生方のお考えがあると思うんですけども、今回この新井先生の書籍を読んで、教科書が読めない子どもたち、本当にそれでいいんだろうかということを思いまして、すごく共感を覚えました。

今、教育現場ではデジタル教科書の実証実験をしているので、デジタル教科書を使用することで学力が本当に上がるという十分な根拠を打ち立てていただいて、推進ありきじゃなくて、本当に根拠に基づいて国が導入を推進していくという、そういう方向で進んでいってほしいと思います。

もちろん、デジタル教科書のことを批判しているわけではありません。学習に効果があることも否定いたしませんし、本市は特に進んでおりまして、これから実証を進めていかれると思いますけど、以上のような意見も踏まえて慎重に見極めていただき、現場の声をしっかりと聞いていただいて、この点、教育長、どのように思われるか、また御意見をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 確かに紙の媒体の教科書ですね、文章を読みやすいですし、全体も把握しやすいですし、目も優しいですし、疲れにくい。そういったメリットがあることは十分承知しております。

一方、このデジタル教科書についても、音声があったり動画があったり、本当に記憶に残りやすい。これは映像で頭に残っていきますから、この動画とかそういうものは本当に学びに有効だなということを思っているところです。

特に私が有効だなと思っているのは、課題解決の際に、必要な知識ですとか情報を自分で取ってきて、そして自分で考えてつくり出していくということが、デジタル教科書の場合、個々でできる。一人ひとりにありますから。一人ひとりができる。

実は今一番つけたい力というのは、この思考力ですとか判断力でございます。そして、自分の力をつくり上げていくという、こういう力でございます。それがこのデジタル教科書は

非常に有効だなと、これは私の私見ですが、この手だてを捨てるのはもったいないなと、ぜひ取り入れていきたいなということを思っています。

紙媒体、デジタル教科書、それぞれのよさがあります。その両方のいいところ取りとか併用しながら、学習の効果が高まっていくのではないかなということを思っておりますので、お願いしたいと思います。

なお、現在デジタル教科書の学力の定着につきましては、文科省の実証事業で検証しているところでございます。今後、その実証事業の結果もきちっと見届けてまいりながら進めたいなというふうに思っております。

〔８番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○８番（伊藤久恵君） ありがとうございました。

今、教育長の紙媒体の教科書とデジタル教科書の両方のよさを生かしてということで、本当に安心いたしました。私も今回、授業を見せていただいて、今までの授業風景と全く変わっているということをすごく理解できましたし、デジタル教科書を含めて、生徒一人ひとりが今おっしゃいましたけれども、情報を取捨選択して、自分の考えをつくり上げていくという力、そういう力がこれからの、それこそ予測困難なこれからの時代というのを子どもたちが本当に生きていく上で必要な力だなということを思いました。

以前、教育長さんのところをお訪ねして、海津の教育についてということで、ちょっとお話しさせていただいたことがあったときに、教育長さんがおっしゃったには、子どもたちは将来ＩＣＴを使いこなせなくては生きていけないんだと。だから、絶対に必要な力だから、ＩＣＴ教育は進めていくんだということをおっしゃったんですね。でも、海津に住んでいるからこそできるような、自然に触れたりとか、田んぼに行ってじかに田植をするとか、そういうなかなかできない体験とか、そういうのを重視していきたいんだということをおっしゃって、ああ、本当はそういう体験によって創造性のある心豊かな子どもたち、それを育てていくことが重要なんだということをお聞きして、何か本当うれしいというか、心が温まる気がいたしました。

もちろん、情報化、デジタル化、どんどん進んでいきます。こういう時代だからこそ、道徳教育であるとか、それから体験教育とか、本当に充実していくことが大切でありますし、本をしっかり読んでいる人が新しい付加価値を生む時代になるという専門家の意見もございます。

それに、先般、岐阜新聞の「素描」に横川市長のお言葉がありましたけど、子どもたちは本市の宝だとおっしゃってくださいました。まさにそのとおりだなと思います。本市の子どもたちが、ＡＩに負けていけない、そういう子どもたちをしっかり育てていただけることを

お願いしまして、1点目の質問を終わります。ありがとうございました。

次、2点目でございます。

2点目として、国民保護について。武力攻撃などの様々な脅威から市民の生命・財産を守るために必要なことについてお聞きいたします。

質問相手は市長でございます。

連日の報道でもあるように、国際情勢は非常に緊迫してきております。ロシア・ウクライナ問題も停戦合意の糸口は見えず、長期戦になるとの見方もあります。また、一番恐れていたシナリオ、中国、ロシア、北朝鮮が連携し、日本に脅威をもたらすという事態が現実化してきているようです。

平成30年3月定例会、一般質問でも北朝鮮ミサイルについて質問させていただきました。5年の間に北朝鮮のみならず、中国やロシアもミサイル攻撃能力を急速に向上してきており、変則軌道のミサイルなど、迎撃不可能なミサイルも開発されているこの状態に脅威を覚えます。

10月末までの今年の北朝鮮のミサイル発射数は、50発にも及んでいます。中でも10月4日には、日本列島を越える中距離弾道ミサイル（火星12）が発射されました。さらに、12月2日に北朝鮮は各種ミサイル23発以上（米国は25発と発表）発射しました。これらは今までになかった極めて大量のミサイル発射であり、我が国の安全保障上、看過できない大問題です。

北朝鮮は、極超音速ミサイルやアメリカ全土が射程に含まれる可能性がある大陸間弾道ミサイルの発射など、政府は次元の異なる深刻な脅威と見ており、発射に対しては実際に使える戦術兵器の能力を誇示したもので、アメリカ、韓国などと連携して警戒を一段と強めています。

そのような状況の中、市としてもミサイル落下などの万一のときに市民の生命・財産を守るための備えをする必要があります。また、市民も、万一のことがあるかもしれないと認識する必要があると思います。

平成16年、国民保護法、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が定められ、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。そして、政府の定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関は、国民保護計画を作成し、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練などに関する事項などを定めています。

そこで質問いたします。

1点目、海津市国民保護計画とはどのようなものか、概要を説明ください。

2 点目、ミサイル落下などの危険が本市に及んだ場合の対応はどのようになっていますか。

以上、御説明よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

伊藤久恵議員の 2 点目の国民保護についての御質問にお答えします。

1 つ目の海津市国民保護計画につきましては、武力攻撃やテロ等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の方針に基づき、国・県等の関係機関と連携・協力して、市が市民の避難や救援などを迅速かつ的確に行うことができるよう、あらかじめ基本的な事項を定めるものであります。

具体的には、警報の伝達や避難指示等の避難措置、医療や食料の提供等の救援、消火や救助等の武力攻撃災害への対処の 3 つの対応について、市民生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう市の役割を定めております。このうち避難措置については、国民保護避難マニュアルにおいて、避難方法や市民の行動要領等の詳細について定めているところであります。

なお、武力攻撃事態への対応については、自然災害への対応と共通する部分が多いことから、市地域防災計画を活用することとしております。

2 つ目のミサイル攻撃などへの対応につきまして、海津市国民保護計画では、武力攻撃事態として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の 4 つの事態を想定しており、避難マニュアルに定める実施要領に基づき、迅速な避難誘導を行ってまいります。

具体的には、弾道ミサイル攻撃に対しましては、警報の発令に合わせて、J アラートにより、防災行政無線や緊急速報メール等で緊急情報が自動配信され、できるだけ近傍のコンクリート造などの堅牢な施設に避難することを呼びかけます。また、市内にミサイルが着弾した場合は、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、安全な場所へ迅速かつ円滑な避難が行われるよう誘導してまいります。

これら一連の措置を適切に講じるためには、国・県・他の自治体等との迅速かつ緊密な連携が不可欠であります。このため、来年 2 月に関係機関と合同で、国民保護図上訓練を実施することとしております。

また、避難誘導等の対応は、日頃の避難訓練などの成果が発揮されるものであり、実際に市民の参加を得た国民保護訓練を実施することが重要であります。そのため、初めての国民保護訓練を、今年度、2 地区において、自治会・県等の関係機関と合同で実施する予定であります。

これまでにない頻度でミサイル発射が繰り返され、北朝鮮情勢は緊迫度を増していることから、今後とも多くの自治会で武力攻撃事態を想定した訓練が実施されるよう取り組んでまいります。

さらに、ミサイル落下時に市民が取るべき行動について、市報やホームページ、SNS等により周知を行うとともに、引き続き、国民保護事態の発生に備え、市民の安全・安心に万全を期してまいります。

以上、伊藤久恵議員の２点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔８番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○８番（伊藤久恵君） ありがとうございました、御答弁。

この通告書なんですけど、11月14日に提出いたしまして、その後も北朝鮮は18日にもICBM＝大陸間弾道ミサイル級のミサイルを発射して、１時間以上飛行して北海道沖の200キロ、日本のEEZ、排他的経済水域の内側ですね、に落下しました。ミサイルの航続距離は6,000キロで、アメリカ全土に届くミサイルということでありました。

北朝鮮は完全に威嚇的な行動を取り始めた。次は核の問題が大変心配され、しっかりした警戒監視が大事だと自民党の小野寺安全保障調査会長がおっしゃってありました。岸田首相は、最も強い言葉で非難するとおっしゃいました。

それらを受けて12月２日、自民・公明両党は、自衛目的で他国領域のミサイル基地などを破壊する反撃能力を保有すると合意いたしました。新聞にも載りましたけれども、戦後の安全保障政策の根本的な転換となると思います。

幸福実現党を立党して13年ですが、北朝鮮のミサイルの危機を訴えてきて、やっと今13年たって何かそういう声も届いてきたのかなということを感じております。

北朝鮮からのミサイルは、本当、発射して10分で日本に到達するということですので、本当にその場でできることを迷わず行動して、被害を最小限にすることが大切かと思います。

本市には、避難する頑丈な施設って少ないですし、もちろん地下道なんかもございませんので、そういうときに、Ｊアラートが鳴ったとき市民が取るべき避難行動と、またＪアラートの文言も改めて教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 防災専門官 児玉靖君。

○総務部総務課防災危機管理室長兼防災専門官兼健康福祉部健康課ワクチン接種調整担当課長（児玉 靖君） 伊藤議員の御質問にお答えします。

まず避難誘導についてでございますが、弾道ミサイル攻撃の場合は、先ほど市長が答弁したとおりでございます。その他の着上陸侵攻は事前準備が可能であるため、戦闘が予想され

る地域から先行して避難誘導を実施しますが、地域が広範囲となり、県域を超える避難には国全体としての調整が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することとなります。

次に、ゲリラや特殊部隊による攻撃では、住民に危害が及ぶおそれのある地域については、攻撃当初、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

最後に、航空攻撃の場合は、弾道ミサイルと同様、近傍のコンクリート造等の堅牢な建築物等への避難が中心になると考えられております。

続きまして、Ｊアラートの文言であります。発射をされたときには、「ミサイル発射、ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものと見られます。建物の中、または地下へ避難してください」。

次に、ミサイルが通過した場合、「ミサイル通過、ミサイル通過。先ほどのミサイルは何時何分、太平洋へ通過したものと見られます。不審なものを発見した場合には決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください」と、このような文言が放送で流れます。以上であります。

〔８番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○８番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

核攻撃がなされた場合、どういうことが最初に起きるかということ、広島なんかに落ちたので分かっているんですけど、熱線とか爆風とかが来て、近所に落ちれば木造のうちなんかは一瞬にして燃えてありませんし、放射能なんかでも最低72時間シェルターで退避することが必要だということを言われております。

前回の一般質問でもしましたけど、核シェルターは、日本は0.02%しかないんです。1%もありません。ほかの国ですと、スイス、イスラエル100%、ノルウェー98%、米国82%と、皆本当にふだんから考えているなということを感じます。本当に恐ろしいことですけど、日本は核を保有し、挑発を繰り返す国に囲まれているということを認識して、国も自治体も、また私たち一人ひとりも危機感を持って備えが必要なのかなということを考えております。

市のほうも、先ほど御答弁いただきましたけど、来年、今年度ですか、国民保護図上訓練とか、また２地区において国民保護訓練とかしてくださるというふうに動き出しておりますので、どうかこれからも自治体においても直接市民の生命、財産を守る責務もございまして、この点、市長、よろしく願いいたしまして、私の一般質問は以上とさせていただきます。今日はありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで伊藤久恵君の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、10番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 質問席へ〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたい
と思います。

1. 会計年度任用職員制度について、質問相手は市長です。

令和2年4月から、地方公務員法及び地方自治法改正による会計年度任用職員制度の運用
が始まりました。制度導入に伴い、通常の事務を担う臨時・非常勤と言われていた職員が会
計年度任用職員となり、期末手当の支給や夏季休暇が取得できるようになるなどの処遇改善
がされました。

一方、自治労連（日本自治体労働組合総連合）によりますと、会計年ごとの任用のため、
安心して住民のために働きたいが、声を上げたくても上げられないとの切実な声が全国
から寄せられているとのことです。

特に、制度運用から3年目を迎える今年度末は、公募によらない再度の任用の上限回数を
国に倣って2回とした自治体が多いことから、公募による不当な雇い止め、いわゆる「3年
目の壁」が危惧される状況であるとのことであり、そこで、本市における会計年度任用職員
の再度の任用に関する考え方をお尋ねします。

また、自治労連によりますと、全国的には期末手当の支給は過少に限定され、月給や休暇
等が制度運用前より切り下げられるケースもあるとのことです。そこで、本市における会計
年度任用職員の制度運用前後での総収入と取得できる休暇についてお尋ねをします。なお、
休暇につきましては、昨年度の取得状況についてもお尋ねをします。

さらに、総務省は、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」にお
いて、公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提と
すべきとしており、そもそも市民生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自
治体が直接執行すべきであると言えます。

そこで、本市における合併時の非正規職員数とその割合、今年度の会計年度任用職員数と
その割合をお尋ねするとともに、本来であれば常勤職員を配置すべき職に会計年度任用職員
を配置していないか、その御認識をお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の1点目の会計年度任用職員制度についての御質問にお

答えします。

会計年度任用職員は、非常勤職員の適正な任用を確保するとともに、勤務条件を明確にするため、議員仰せのとおり、地方公務員法等の改正により制度化されたもので、その任期は単年度となっております。

1つ目の会計年度任用職員の再度の任用につきまして、本市では、公募によらず、人事評価に基づき継続して任用できる回数を、原則2回までとしております。これは、平等取扱いの原則とともに、均等な就労機会の付与の観点から、原則2回までとする国の非常勤職員の再度の任用に関する取扱いに準じて定めているものであります。

このため、制度の運用開始から3年が経過する来年4月には、新たな任用を行う必要があり、今月から募集を開始する予定であります。なお、3年間継続して勤務した会計年度任用職員が同一職種への勤務を希望する場合は、その選考において、これまでの勤務実績を考慮することとしております。

2つ目の総収入及び休暇の取得状況につきまして、まず総収入については、制度の運用開始に伴い、報酬の引上げを行ったこと、また期末手当を新たに設けたことから、制度運用前と比べ増加しております。

また、休暇については、従前の年次有給休暇に加え、夏季休暇等の特別休暇や介護休暇を創設したことにより、取得できる日数は増加しております。

なお、令和3年度における休暇の取得状況につきまして、年次有給休暇の平均取得日数は13.1日、また年間3日取得できる夏季休暇の平均取得日数は2.9日となっております。

3つ目の非正規職員の割合につきまして、本市合併直後の平成17年4月1日現在の非正規職員は227人で、職員全体に占める割合は28.4%、また今年度4月1日現在の会計年度任用職員は262人で、全体に占める割合は39.2%となっております。

非正規職員が合併時から増えた要因といたしましては、児童・生徒の学校生活をサポートする学級支援員や、放課後の居場所と遊びを提供する放課後児童支援員など、時代の変化に伴い、職員を増員する必要が生じたこと、また高齢者雇用安定法の改正により、65歳までの雇用が義務化され、定年退職後に継続雇用を希望する職員が増加したことなどが上げられます。

4つ目の会計年度任用職員の配置につきまして、本市の会計年度任用職員は、あくまでも正職員の補助的な業務を行うものとして配置しております。正職員が担うべき職に会計年度任用職員を配置しているものではないです。

今後も引き続き、会計年度任用職員の適正な任用に取り組んでまいります。

以上、松岡唯史議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

まず、会計年度任用職員の3年目の壁についてであります。会計年度任用職員の方は、この職は2回まで更新が可能で、3年目の終わりには公募を受ける必要があるという説明を受けているかと思っております。

しかし、これは法律上の決まりではなく、あくまで総務省が自治体に向けて出している会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルによるものであります。

そのため、「はむねっと」という公務非正規女性全国ネットワークという組織、団体によりますと、4回、5年目までは更新が可能であるという自治体や、更新に限度を設けていない自治体もあるとのことであります。確かに、職員の方にはそういった説明をして了解を得ているのかもしれませんが、職員は任用される弱い立場にあるわけでありまして。声を上げたくても上げられない方も見えるのではないのでしょうか。

また、なぜ再度の任用が、上限回数が2回なのか、先ほどの御答弁では国に準じてとのこととありますけれども、国は何をもって2回としているのか私には分かりません。

公募におきましては、会計年度任用職員の3年間の勤務実績も考慮するとのこととありましたが、本来であれば公務労働こそが安定雇用といった労働の基本理念を貫かれる必要があるわけでありまして、根本的には職員が安心して働き続けられるように、本人に継続の意思があるのならば公募によらず、勤務実績に基づく能力実証による任用をすべきではないのかと私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。改めてお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 総務部次長 渡辺昌代君。

○総務部次長兼秘書広報課長（渡辺昌代君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、5年まで継続している市があるということは承知をしておりますが、先ほど市長が答弁で申しましたとおり、本市では、国に準じて平等取扱い原則とともに、均等な就労機会の付与の観点から、原則2回までとさせていただいて広く募集のほうをさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 市民を支える役割を担う自治体業務というのは、専門性と経験を持った職員でこそ安心・安定して継続したサービスを提供できるのではないかと私は考えております。公募にかけることは、職員の方はもちろんですけれども、そのサービスを受ける受け手である市民の側から見てもマイナスであると私は考えております。

市長におかれましては、こうしたことも踏まえて3年目の壁への御対応を検討していただ

きますようお願い申し上げます。

次に、会計年度任用職員の報酬、手当や休暇についてであります。この会計年度任用職員制度が始まったのは、非正規職員の処遇改善が目的の一つだと私は理解をしております。

先ほども御答弁の中でも、報酬、手当については、報酬も上がって、期末手当がもらえるようになったので増えているという御答弁だったかと思います。休暇につきましても、夏季休暇等も創設され、またその取得状況もおおむね取れているという御答弁だったかと思います。

したがいまして、制度導入により一定の処遇改善がなされたという見方もできるかと思えます。しかし、例えば一般事務補助員の方の1時間当たりの報酬額は920円であります。岐阜県の最低賃金は910円でありまして、10円上回っていますけれども、職員によってばらつきがあるかもしれませんが、月収で換算しますと14万円程度、年収で200万円を下回るのではないかと思われます。会計年度任用職員の生活を保障するにはあまりにも低いと思わざるを得ません。

実は、今回この質問をするに当たって、一部の会計年度任用職員さんの方の御協力を得まして、アンケートに答えていただきました。

その中で、昨年の年収についてもお尋ねをしております。一般事務補助員の方だけでなく、その他の職種においても年収が200万円未満の方が多く見えました。特に私が印象的だったのは、一般事務職の時給を上げてほしい、正職と変わらない仕事をしているのに、その他専門職との時給の差があり過ぎると現状の改善を要望されていた方です。

先ほどの御答弁によりますと、合併時より職員全体の中で会計年度任用職員の占める割合が増えているということは認められましたけれども、本来であれば常勤職員を配置すべきところに会計年度任用職員を配置していないという旨の御答弁だったかと思います。

しかし、実際は正職と同じような仕事をしているにもかかわらず、会計年度任用職員であることだけで給料が低くなってしまっているのではないのでしょうか。

日本共産党は、人間らしい生活を送るための最低限の要求として、全国どこでも最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、速やかに1,500円を目指すということを主張しておりまして、時給1,500円の場合は、1日8時間、週5日働いて月約25万円になります。これは最低生計費を時給換算すれば、全国どこでも1,500円から1,600円になるためでありますけれども、職員の生活の保障、そして業務内容、負担の両面から、会計年度任用職員の給与水準の抜本的な改善をすべきだと私は考えます。

それと併せてなんですけれども、会計年度任用職員の経験年数などを加味した経験加算給、昇給といったことも必要になるかと思えます。経験年数を積めば、それだけスキルも向上するわけでありまして、それに見合った昇給、経験加算給をすべきだと考えますが、その点に

ついて御認識をお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 総務部次長 渡辺昌代君。

○総務部次長兼秘書広報課長（渡辺昌代君） 経験加算ということについて、お答えさせていただきます。

この職務経験の要素という、考慮することにつきましては、今後、近隣市町の状況等も勘案しまして、調査・研究のほうをしまいたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 常勤職員、会計年度任用職員問わず、海津市のために同じ志で仕事をされているわけでありますので、さらなる処遇改善のために調査・研究をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、先ほどの御答弁の中で、非正規職員、会計年度任用職員の割合が全体で合併時の3割弱から現在は4割弱と増えていることについて、理由をいろいろ述べていただきました。そして、本来であれば常勤職員を配置すべきところには会計年度任用職員を配置していないという旨の御答弁もありました。

しかし、先ほども言いましたけれども、私が把握している限りでは、実態としては常勤職員を配置すべきところに会計年度任用職員を配置しているのではないかと考えております。

したがいまして、もちろん自治体業務が会計年度任用職員の方たちの頑張りに支えられているのは理解しておりますけれども、その上で申し上げたいのは、現在の継続性を前提としていない会計年度任用職員制度では、公務の専門性、継続性、公平性、平等性という点におきまして不十分でありまして、市民サービスにも影響を与えるのではないかと思います。

正規職員を積極的に採用することなどによりまして、常勤職員を中心とした公務の運営に努めていただきたいと思います。

この質問の最後になりますが、アンケートの回答には安心して働きたいという思いから、継続雇用を要望される職員の方、そしてもっと賃金を上げてほしいと給与水準の改善を求める職員の方もお見えになりました。

もちろんその他の改善要望もありましたけれども、職員の方の思いを少しでも実現していただいて、一方で常勤職員を増やしていくということは、質の高い行政サービスにつながるかと思いますので、どうか今後よろしくお願いいたします。

次に、就学援助について御質問したいと思います。

質問相手は教育長です。

就学援助制度は、小・中学校に通わせることが経済的に困難な場合に、国や市町村が学校

でかかる費用の一部、学用品費、給食費、修学旅行費などを、児童・生徒の保護者に対して援助するものでありまして、認定基準には要保護と準要保護があります。

要保護は、現在生活保護を受けている方が該当し、市町村で援助を行い、国はその2分の1を補助します。一方、準要保護は、各市町村のみで認定し、援助を行うため、認定基準は様々です。本市におきましては、海津市就学援助規則第4条にて受給資格が示されており、その中で経済的に困窮していると判断される者を就学援助対象者として、教育委員会が認定をしています。

教育委員会での審査についての認定基準は、生活保護基準額が示す需要額の1.3倍を収入額が満たしているかどうかであると認識をしております。

しかし、県内では生活保護基準の1.5倍としている自治体もあり、また長期化するコロナ禍や物価高騰による子育て世帯への影響を鑑み、本市の認定基準を引き上げるべきであると私は考えます。

そこで、次の点についてお尋ねをします。

①本市における小・中学校の就学援助率（要保護・準要保護・合計）。

②平成30年10月から段階的に実施された、生活保護基準の見直しに伴う準要保護への影響と対応。

③準要保護認定基準を引き上げ、対象者を増やすべきであると考えますが、そのために必要な予算額と教育長の御認識は。

○議長（伊藤 誠君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 松岡唯史議員の2点目の就学援助についての御質問にお答えします。

1つ目の本市における小・中学校の就学援助率につきましては、令和3年度の実績で、児童・生徒数2,270人中、要保護者ゼロ人、準要保護者135人となっており、全児童・生徒数に占める割合は5.9%となっております。

なお、近年の就学援助率の推移につきましては、平成30年度、令和元年度ともに令和3年度と同じ5.9%、令和2年度が6.4%とほぼ横ばいとなっております。

2つ目の生活保護基準の見直しに伴う準要保護者への影響と対応につきましては、平成30年6月に、文部科学省から生活保護基準額が減額となる場合、できる限りその影響が及ばないよう適切に判断、対応することとの通知が出されております。これを受け、本市では新旧それぞれの生活保護基準により審査を行い、そのどちらかで認定基準を満たしておれば援助金を給付しております。したがって、生活保護基準の見直しに伴う就学援助対象者への影響はありません。

3つ目の準要保護認定基準につきまして、本市における準要保護者の認定基準は、世帯収入額が生活保護の認定を受けることができる基準額の1.3倍以内であることとしております。県内では生活保護基準額の1.5倍以内を認定の要件としている自治体もありますが、世帯の収入額の算出方法が各自治体によって異なるため、認定基準を単純に比較することができません。

参考までに、令和3年度に本市で準要保護の認定を受けた135人について、認定要件を1.5倍以内としている県内の自治体の算出方法で試算したところ、収入額が生活保護認定基準の1.5倍を超え、その自治体では準要保護者として認定されないこととなるケースが6件ありました。

したがって、本市の認定基準が他の自治体に比べて厳しいとは考えておらず、認定基準の引上げについては考えておりません。

松岡議員御質問の準要保護認定基準を引き上げた場合ですが、本制度は申請によるもののため、教育委員会では対象者の把握が難しいところです。仮に海津市の認定基準を1.5倍以内とした場合、令和4年度の申請者の中で新たに認定される世帯は1世帯、対象者1名で、その支給に必要な額は15万円であります。

以上で、松岡唯史議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

準要保護の認定基準の引上げにつきましては、いろいろ理由は述べられましたけれども、現状難しいという御答弁だったかと思っております。

しかし、今回私が準要保護認定基準を引き上げて就学援助対象者を拡大してほしいと言ったのは、単に県内のほかの自治体では生活保護基準額の1.5倍としているところもあるからというわけではなくって、この間の電力・ガス・食料品等の価格高騰が家計には間違いなく負担となっているわけでありまして、もちろん、子育て世帯も例外ではないと思っております。

そして特に家計への負担が大きいのは、所得の厳しい世帯なわけでありまして、今ぎりぎりのところでやりくりされている御家庭もあるわけです。こうした中で対象者を増やすということは、こうした御家庭を救うことにつながりまして、大変意義のあることだと私は考えるからであります。

先ほどの御答弁の中では、準要保護認定基準を1.3倍から1.5倍に引き上げるのに必要な予算額について、1人が対象になるということですので、十数万円だという御説明がありまし

た。

私は、対象者としてはもっと見えると思っておりますので、その方たちが活用されるとしても、多額な予算がそんなにかかるとは思っておりません。また、私は生活保護基準額の1.5倍という数字にこだわっているわけではなくて、1.6倍でも1.7倍でも、それ以上でもいいのではないかと考えております。

市長におかれましては、子育て世帯に選ばれるまちづくりを目指しておられるのであれば、周りの自治体と比較して劣っていないとかいうことではなくて、むしろ率先して準要保護基準を引き上げてほかの自治体と差をつけていくべきではないかと私は考えますが、市としてはどのようにお考えになっているのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 就学援助につきましては、学校教育法に基づいて、この経済的な理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行っているというところでございます。

現在、認定基準の引上げというのは考えてはいませんが、今後もこの法の精神にのっとりまして、経済的な理由によって児童・生徒が就学困難となることがないようにするために、この制度を保護者の皆様に十分理解していただいて、必要な方が申請漏れされないようにしなきゃいけないと、そのことこそが重要だなというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 先ほども言いましたけれども、この間の価格高騰もありまして、一方で、この物価高騰の中で賃金が増えていないという状況にあるわけでありまして、

こうした中で、先ほども言いましたけれども、以前よりも家計が厳しくなった世帯は多くなっているのではないかと私は考えているわけでありまして、困っておられるお方、御家庭に、より支援の手を差し伸べるとというのが正しいお金の使い方ではないかと私は考えております。

もう一つ、先ほどの御答弁では、就学援助を受けている人数が135人で、就学援助率が5.9%ということでありましたが、岐阜県の就学援助率と全国の就学援助率はそれぞれ何%ぐらいになるのかお答えいただけますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長（大橋隆幸君） 岐阜県と全国の就学援助率でございますが、令和3年度につきましては、データがまだ公表されておられませんので、令和2年度のデータとなりますが、全国の就学援助率は13.36%、岐阜県の就学援助率は7.69%でございます。本市の就学援助率は、先ほども答えましたけれども6.4%でございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

地域的な要因も多少あるかとは思いますが、国・県と比較しましても、本市の就学援助率というのは下回っているわけであります。

私は、下回っているからといって、海津市は駄目だと言っているわけではありません。このことも含めまして、就学援助を受けられる市内の方の全てを現在カバーできていないのではないかというふうに考えております。そして、そのためには先ほどの認定基準の引上げとともに、丁寧な周知、広報の取組が必要であると思っております。

現在の本市ホームページでは、対象者として、児童扶養手当受給者他、生活状態が不安定で、経済的に就学が困難な世帯とあるだけで、お困りの保護者に果たして自分が該当するのかなというのが分かりません。

認定基準額は家族構成ですとか、年齢、人数などの条件で変わるということは認識をしておりますが、ほかの自治体のホームページを見ますと、モデルケースですとか参考例が挙げられているところもあります。本市ホームページにおきましては、詳しいことは学校教育課または各小・中学校へ問い合わせてくださいとありますけれども、私は、相談する前に事前におおよその目安を知っておきたいと思う方もお見えになるのではないかと思います。

そこで、以前にも御要望いたしましたけれども、本市ホームページに認定基準額の目安を記載すべきと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 議員からは、令和元年の第2回の定例会、それからその前、平成30年の第1回の定例会でこの御質問をいただいて、当時、中野教育長が、同一の所得であっても認定の可否が分かれる可能性があるため、ホームページに所得基準を一律に示すことは誤解を招くおそれもあると。そのため、ホームページに具体的に所得などを表記することは控えていると答弁をさせていただいたと思います。

現在、その就学援助の申請につきましては、小・中学校の入学説明会ですとか、4月当初に全ての保護者に案内文書を配付して周知を図って、申告漏れがないように学校または教育委員会へ御相談をと、そんなようにしておるわけですが、年度途中にやっぱり就学援助の申請をされる世帯もございます。そういった意味でも、就学援助が必要な世帯がいつでも見ることができて、その認定基準を分かりやすくというその議員のお考えは本当によく分かるところでございます。

今後、教育委員会では、いつでも相談できて、本当に申告漏れがないようにする、そういう支援体制にするためにも、ホームページ等に認定基準となるおおよその所得基準額を示し

て、認定されるケースということで例示をしていきたいなというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

本市ホームページに認定基準などの目安を記載していただけるということでありまして、1つの目安として、これから就学援助を受けようとしている方には参考になるかと思うので、どうかよろしくお願いいたします。

最後になりますが、昨今子どもの貧困が言われております。また、この間の物価高騰で家計の負担がますます重くなってきております。

就学援助制度というのは、あまり意識されることのない制度かもしれませんが、認定基準額の引上げなどの制度の充実、そして制度の周知、広報の取組によって、就学援助が必要な世帯に行き渡って、子どもたちを誰一人取り残すことがない社会の実現に向けて努めていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで松岡唯史君の質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩いたします。

（午前10時14分）

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

◇ 北 村 富 男 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、3番 北村富男君の質問を許可します。

北村富男君。

〔3番 北村富男君 質問席へ〕

○3番（北村富男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問いたします。

要旨1. 市内認定こども園の現状と今後について、質問相手は市長です。

1. 市内認定こども園の現状と今後について。

少子高齢化は我が国における重大な問題として存在します。本市においても少子化が急速に進み、ライフスタイルの多様化による未婚化、非婚化、若い世代の市外流出など課題は多く、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現、子育てを社会全体で支援していくことが大変重要だと考えられます。

このような中、令和２年度から５か年を計画期間とする第２期海津市子ども・子育て支援事業計画、海津すくすくプランを策定され、新たな市民ニーズの充実を図るために継続的に取り組まれていることと認識しております。

本市の子ども・子育てを取り巻く現状として出生数を上げると、令和元年度130人、令和２年度121人、令和３年度120人、令和４年度（11月８日現在）74人と大変低い値で推移しております。本市においては、平成27年の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、平成30年度に西島保育園、海西保育園を公私連携保育所型認定こども園に移行し、民営化されました。

また、海津市公立認定こども園民営化・統廃合計画により、令和５年４月より今尾認定こども園と秋桜こども園が統廃合され、本市が所有する生涯学習センターを公私連携保育法人に移管し、保育施設にリニューアルした後、今尾コスモスこども園へ移行し、民営化されます。それにより、令和５年４月からは市内認定こども園は公立２園、私立７園となり、自分たちが学び遊んだ園がなくなってしまうことを寂しく思われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

近年、全国的にも人口減少、施設の老朽化、自治体の財政負担、多様化する保育ニーズ等に対応するためにも、公立保育施設の統廃合、民営化が進められています。その一方で、全国には突如閉園される民間保育施設もあると知りました。その理由として、保育士不足、園児が集まらない、経営難等、様々な問題が考えられます。歯止めのかからない少子化に対して統廃合と民営化を進めていかなければならない状況にあることは認識しておりますが、安心して子どもを産み、育てることのできる環境が重要であると考えます。

そこで以下、３点質問いたします。

- １．市内認定こども園の現状、統廃合の経緯、今後の方針をお聞かせください。
- ２．市内認定こども園の幼児教育・保育の充実に向けて、どのような指導や支援等取組をしているのかお聞かせください。
- ３．全国各地の保育園や幼稚園において、子どもの命に関わる重大事故が後を絶ちません。民営化後、市内認定こども園の運営状況や安全対策等に市はどのように関与し、取り組まれているのかお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の１点目の認定こども園についての御質問にお答えします。

１つ目の認定こども園の統廃合と今後の方針につきまして、現在、市内では、公立認定こ

ども園3園と私立認定こども園8園が運営されており、定員を市内全体で1,080人と設定する中、就学前児童996人のうち、731人が就園しております。待機児童が発生するおそれはなく、就園を希望する全ての児童が利用できております。

本市では、平成28年8月に策定した海津市公立保育所等民営化・統廃合計画に基づき、平成30年4月に西島保育園と海西保育園の2つの公立保育園を公私連携保育所型認定こども園へ移行し、民営化を行いました。

この民営化の成功を踏まえ、令和3年4月に策定した海津市公立認定こども園民営化・統廃合計画に基づき、現在、今尾認定こども園と秋桜こども園の民営化と統廃合を進めているところであります。これにより新たに誕生する今尾コスモスこども園につきましては、民間事業者が主体となり、令和5年4月の開園に向けて、現在、園舎の整備が進められております。

このほか、私立の下多度保育園が今年度限りで廃園となります。

これらに伴い、来年度には、市内の認定こども園の数は、現在の11園から9園に減少することとなりますが、就園を希望する児童を受け入れる収容能力は十分に有しておるところでございます。

本市では、他の自治体と比較して私立園の割合が高く、数多くの民間事業者がこども園の運営に参画しております。これにより、幅広く多様な保育サービスが提供されており、このことは、まさに本市の特色と言えます。

今後につきましては、老朽化の問題から、海津市公立認定こども園民営化・統廃合計画において、民営化と廃園の両面で検討するとしております石津認定こども園について、対応方針の決定に向けた協議をさらに進めてまいります。

2つ目の幼児教育・保育の充実に向けた取組につきまして、市内の全ての園において、質の高い幼児教育と保育サービスを提供できるよう、環境整備を図っていくことが本市の役割であると考えております。

その取組の一つとして、市内の全ての園の5歳児の担任保育士と小学校1年生の担任教諭、学識経験者で組織する幼児教育・保育研究会を市の主催により開催しております。この研究会では、質の高い幼児教育・保育の提供と学校教育へのスムーズな接続を図るため、保育士の資質向上を目的に公開保育や公開授業、グループ討議などを定期的実施しております。

この取組を通じ、幼児教育と小学校教育に求められる指導方法や支援方法を保育士と教諭がお互いに理解することで、小学校との円滑な接続が図られており、他の自治体では例の少ない本市の誇る取組となっております。

2つに、公立と私立全ての認定こども園で組織する海津市保育協会と連携し、保育士の研修事業を行っております。具体的には、子どもの表現力を育むおもちゃ遊びや音楽に合わせ

て体を動かすリトミックなどの研修会や講演会、イベント等を開催し、保育士としての専門性と資質の向上を図っております。

3つに、公立認定こども園において若手保育士の育成のため、保育士として経験豊かな園長経験者による巡回支援を行っており、丁寧な指導を通じて個々の保育士の能力を引き出しながらスキルアップを図っているところでございます。この巡回支援による具体的な指導内容については、保育協会を通じて全ての園に提供されており、私立認定こども園へも取組の成果が展開されております。

また、今後につきましては、今年度より実施した満3歳児の幼児教育無償化を踏まえ、2歳児の担任保育士を対象とした幼児教育のスキルアップ研修を保育協会と連携し実施してまいりたいと考えております。

このように、本市では、公立と私立が連携し、多様化する保育ニーズに対応するとともに、幼児教育・保育の充実に向けて取り組んできたところであります。今後もこれらの取組を一層充実させてまいります。

3つ目の認定こども園の運営に対する指導につきましては、毎年、市内の全ての園を対象に県による施設監査が実施されており、職員配置基準や面積基準などの認可認定基準について、その遵守状況の監査が行われております。

あわせて、私立認定こども園に対しては、国が示す確認基準に基づき、市が運営状況等の確認指導監査を行っております。

また、私立認定こども園を運営する法人については、県または市が3年に1度、法人監査を実施しており、法人の運営体制や経営状況について指導を行っております。

議員仰せのとおり、全国各地の保育所等で痛ましい事件、事故が起きております。これらについては、事案に対する各園の状況や対応について速やかに情報収集を行うとともに、必要な対策を講じるよう指導を行っております。

直近では、9月に静岡県牧之原市で発生した通園バスへの園児置き去り事故を受け、直ちに各園の状況や対応について把握するとともに、実地調査により、登園の確認方法や運行日誌の記録、ダブルチェック体制の有無などについて確認を行ったところでございます。この通園バスの安全対策につきましては、国において園が講じなければならない対応を示すガイドラインの策定が進められており、このガイドラインが示され次第、速やかに各園への指導を行ってまいります。

今後におきましても、健全で安定的な園運営が行われるよう、迅速かつ適切な指導を行ってまいります。

以上、北村富男議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3 番（北村富男君） 大変丁寧に御答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、質問の順に再質問させていただきます。

来年度は市内認定こども園が9 園になるということですが、本市においては待機児童の発生するおそれはないということで計画的に統廃合が進められていることが分かり、大変安心いたしました。石津認定こども園についても老朽化問題があり、早急に検討を行っていただく必要があると思われますので、よろしくお願いいたします。

今後の方針についてですが、本市の出生数の現状から考えて、統廃合と民営化を進めていかなければならない状況であることは理解しております。

そこで、残る公立1 園、高須認定こども園は市内のこども園のモデルとしてもしっかり残していただきたいと思いますが、今後の方針、お考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） それでは、認定こども園の今後の方針につきまして御答弁をさせていただきますと思います。

先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、幼児教育・保育の充実に向けて、公立・私立の認定こども園が一体となって、子ども一人ひとりに配慮した保育サービスの提供に取り組んでおります。

議員仰せのとおり、公立認定こども園で行います幼児教育・保育の取組につきましては、市内の認定こども園における保育のスタンダードといたしますか、標準となるというふうに考えております。公立認定こども園では、長い年月をかけまして幼稚園・保育園で培った幼児教育・保育は、今後も若い保育士に承継をしていきたいというふうに考えております。

また、私立の認定こども園の相談窓口としての機能を継続し、今後も市内の認定こども園の保育水準の向上に寄与していきたいというふうに考えております。このことから高須認定こども園につきましては、引き続き本市のほうで運営していくべきだというふうに考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3 番（北村富男君） ありがとうございます。

高須認定こども園については残していただけるということなので、令和6 年度に開校する海津小学校とともに、本市の保育・子育て支援の拠点として、他のこども園の支援や指導を率先して行う役割を担ってほしいと思います。

もう一点、統廃合される今尾認定こども園と秋桜こども園の跡地の活用、今後について決

まっているのであればお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 今尾認定こども園、秋桜こども園の跡地利用についての質問に答弁させていただきます。

現在、建物について、維持管理費などの費用面や築45年以上経過しており老朽化していることから、早期に解体することが望ましいと判断いたしまして解体設計を行っているところであり、来年度中に解体し、整地する予定であります。整地後につきましては、定住人口の増加を図るため、住宅用地としての活用を第一に考えております。

本市では、特定の行政目的に用いられない、いわゆる普通財産については売却を進めております。また、売却に至らなかった住宅用用地として活用が可能なものにつきましては、宅地造成事業者に活用の働きかけや定住を目的とした住宅宅地造成事業に対し補助する海津市宅地造成支援補助金の紹介等を行っております。

両施設についても同様に、分譲用用地として売却を行うことも一つの方法であると考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

解体が計画されているとのことですが、ぜひ早急に有効活用できるように市民の方からの意見も聞き民間の力も活用し、協議を進めていっていただきたいと思います。

2つ目の幼児教育・保育の充実に向けた取組についてですが、質の高い保育サービスを目指し、独自の環境整備に数多く取り組まれているということで、ぜひ市内外の方に広く知っていただきたいと思います。小学校に入学後、うまくなじめないお子さんもいらっしゃると思います。そういった点からも幼児教育と小学校教育が連携し、一貫性を持って取り組んでいくことは大変重要であると思います。

また、保育士の方への研修、人材育成にも大変力を入れて取り組まれているということで、今後もさらなるスキルアップのため、公立と私立が連携して進めていただきたいと思います。

近年、共働きで子育てをする家庭、またひとり親家庭の割合が増加しております。仕事と子育ての両立はこれからの社会で重要だと考えられます。

そこで、病児・病後児保育の促進についても考えていく必要があると思われます。現在、本市においては、こまの認定こども園で受入れをされていると思いますが、今後、病児・病後児保育を公立で実施される予定はありますか。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 鈴木良彦君。

○健康福祉部こども未来課長（鈴木良彦君） 今後の病児・病後児保育の公立園の実施につい

てお答えさせていただきます。

現在、病児・病後児保育につきましては、こまの認定こども園と委託契約を締結して実施しており、受入れ体制のほうも十分対応可能な状況でございます。今後、利用者が増大しまして、こまの認定こども園のみで対応できないような状況となるようでしたら、増設のほうを検討してまいります。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3 番（北村富男君） ありがとうございます。

利用者の数が増えてくるようであれば、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

加えてもう一点、外国籍のお子さんが一定数いらっしゃると思うんですが、言葉の壁、生活習慣の違い等、大変難しい面があると思いますが、今後支援等を考えていていただきたいと思います。

3 つ目の認定こども園の運営に対する指導についてですが、基準に基づいた指導、監査が行われているということで安心いたしました。通園バスの安全対策については、来年4月から置き去り防止装置の設置が義務化されるということなので、国のガイドラインや補助が決定され次第、早急に対応していただきたいと思います。

子どもに対するあつてはならない事故、事件が大変多く不安に感じていらっしゃる方もいるのではないかと思います、今回の質問をさせていただきました。

そこで、11月に大阪府岸和田市で起きた保護者の車中置き去り事故を受けて、子どもが登園していない場合の保護者への確認連絡に対して指導はどのように行いましたか、お聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 鈴木良彦君。

○健康福祉部こども未来課長（鈴木良彦君） 子どもが登園していない場合の保護者への確認指導についてお答えさせていただきます。

先ほど市長の答弁にもございましたように、各園において幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき登園管理を行っており、実地調査においても確認を行ったところでございます。今後につきましても定期的に確認し、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3 番（北村富男君） ありがとうございます。

実地調査もされたということで、最近になって保育士による不適切な保育、虐待も大変な問題となっています。市の監督責任も問われるかと思うので、今後も注意深く見守って

いただき、緊急時の対応に不備がないようにお願いいたします。

この質問の最後になりますが、1つ要望させていただきます。

新しく今尾コスモスこども園が開園します。その周辺には、こども未来館も予定されています。コンテナホテルも開業されます。市内観光施設の活用、農業体験等、いろいろな可能性を踏まえてワーケーションプランを考えてみてはいかがでしょうか。例えば子育て家族に対して、市内認定こども園に通ってもらいながらホテルに滞在してもらい、リモートワークや農業体験をしてもらう。働きながらよりよい環境での子育て体験をしていただき、空き家対策等、移住定住事業の促進、本市のシティプロモーションを進めていく取組につなげてみてはいかがでしょうか。今ある施設を最大限に利用した事業の検討をお願いして、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

要旨2. 二十歳の集いと19歳以上20代に向けた施策について、質問相手は市長、教育長です。

令和4年4月から民法改正により、成年年齢が二十歳から18歳へ引き下げられました。本市では、20歳を対象に11月6日に海津市OCT文化センターにて「二十歳の集い」の式典が開催されました。私も来賓として参加させていただき、二十歳の輝かしい門出をお祝いさせていただけたことを大変うれしく思っております。しかしながら、例年1月に開催されていたのが今年度は11月開催ということで、大変戸惑われた新成人、保護者の方も多く、私のほうにもいろいろな御意見と質問をいただきました。

そこで以下、2点質問します。

1. 本年度の問題点を踏まえて来年度以降の開催計画と今後のスケジュールについて教えてください。

2. 現在、本市では「子育て世代に選ばれるまちづくり」を市政の第一に掲げ、魅力ある施策に取り組まれています。高校生以下に対する施策は大変充実しており、市民からも大変喜ばれていると思います。しかし、19歳以上20代に向けた施策が少なく、優先順位が低いと感じざるを得ないのではないのでしょうか。若さあふれるエネルギーと柔軟な発想力、豊富な発信力を生かし、地域づくりや社会活動に積極的に参加していただき、新しい海津市を築いていただくためにも、ぜひ二十歳にスポットを当てた「二十歳おめでとう給付金」等の施策、支援を行っていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 初めに、市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の2点目の二十歳の集いと19歳以上の若者に向けた施策

についての御質問にお答えします。

1つ目の二十歳の集いの今後の開催についての御質問につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

2つ目の二十歳にスポットを当てた施策や支援につきまして、本市は、第2次総合計画後期基本計画において、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を政策目標の第1に掲げるとともに、その実現に特に必要と考える11の施策を「海津イレブン」として重点施策に位置づけ、様々な事業を展開しているところでございます。

後期基本計画では、これから結婚しようとする若者から、大学生の子どものいる親までで構成される世代を「子育て世代」と定義しており、まずは若年夫婦と子育て世帯をターゲットとした事業に取り組んでいるところでございます。

現在の主な取組といたしましては、「移住して家を取得したら最大現金100万円」というキャッチフレーズに、世帯での移住を促す若年夫婦・子育て世帯U・Iターン奨励事業や、市内での住宅取得を促す若年夫婦・子育て世帯住宅取得等奨励事業などを実施しております。

このほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校生世代までの医療費の無償化、高校生の通学費用の助成、幼児教育の無償化などの事業にも併せて取り組んでいるところでございます。

議員仰せの19歳以上の若者に向けた施策につきましては、進学や就職で地元を離れた若者が本市に戻って活躍できるような奨励金など、子育て世代に選ばれるまちづくりを実現するために効果的な事業を新たに実施したいと考えており、関連予算を令和5年度当初予算に盛り込むよう検討しているところであります。

なお、二十歳は大学生であれば、就職活動を控える時期で、ふるさとへのUターンを考える上でよいタイミングであります。今後は、二十歳の集いでUターン就職を奨励するメッセージカードを配付するなどあらゆる機会を通じて、帰郷意識を高める取組を行ってまいります。

以上、北村富男議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 北村富男議員の2点目の二十歳の集いと19歳以上の若者に向けた施策の御質問にお答えします。

1つ目の二十歳の集いの来年度以降の開催につきましては、まずもって、本年の二十歳の集いは晴天に恵まれ、盛大に開催することができ、御出席いただきました議員の皆様には御礼申し上げます。

初めに、今年度の二十歳の集いを11月に開催するに至った経緯につきまして御説明をいた

します。

令和3年1月に予定をしておりました成人の集いを新型コロナウイルス感染防止・感染拡大のため延期をし、同年11月に開催したところ、当時の実行委員から、「11月は気候的に穏やかでコロナ対策として換気も十分にできた」「参加者が終了後に屋外で談笑することができた」など好意的な意見が多く寄せられました。こうした意見を基に、令和4年1月の第1回教育委員会において、同年4月の民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられることも踏まえ、新たに「二十歳の集い」とするとともに、今後も、成人の日がある1月ではなく、11月に開催することに決定いたしました。今年度の二十歳の集い参加人数は254人で、参加率は77.7%でありました。1月に開催した参加率は、令和元年度が76.7%、令和3年度が80.1%となっており、11月に移行しても参加率に大きな影響はありませんでした。

また、今年度の参加者アンケートでは、「成人の日にしてほしかった」「3連休の中日がよい」などの意見もありましたが、「過ごしやすい気候でよかった」「年始は忙しいからこの時期でよかった」「他の地域と着つけがかぶることがないのでよかった」など肯定的な意見も多くを占めていました。

今年度の二十歳の集いの課題といたしましては、開催日の発表が4月となり、周知期間が短くなってしまったことが上げられます。

今後は、対象者にできる限り早い時期にお知らせするとともに、市報、ホームページ、SNS等により周知することで、11月の開催について広く市民への定着を図ってまいりたいと思います。

以上、北村富男議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

二十歳の集いは、今後も11月に開催とのことですが、現時点で具体的な開催日が発表できるなら教えていただきたいのですが。

○議長（伊藤 誠君） 社会教育課長 徳永宗哲君。

○教育委員会事務局社会教育課長兼歴史民俗資料館長兼図書館長（徳永宗哲君） 現在のところ11月の開催日につきましては、第1日曜日ということで決まっておりますので、お答えとしては、そのようにさせていただきます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

分かりました。年末年始に帰省され、家族や友人と二十歳の集いについて計画される方も見えると思いますので、できるだけ早い時期にお知らせいただけるようお願いいたします。

先月の二十歳の集いで市長の言葉を真剣な目で聞いている新成人の皆さんの様子を拝見して、このすばらしい若者たちに向けて市として何かできることはないかと強く思いました。高校卒業後働いてみえる方、夢に向かってさらなる勉学に励んでみえる方、全ての方を平等に支援するという点から、二十歳おめでとう給付金を要望させていただきました。現時点ではお考えはないということで残念です。来年度予算に若い世代に向けた事業を盛り込むことを検討していると前向きな答弁をいただけたので、大変期待しております。

再質問はありませんが、最後に要望を述べさせていただきます。

現在は、多くの大学生が奨学金を受給して大学に通う時代です。就職活動する多くの学生にとって奨学金を返還しつつ、安定した生活を目指すことは大変負担になっているのではないのでしょうか。このような状況から、奨学金返還支援制度を設けて地方創生に取り組む自治体が増えてきているそうです。

制度の内容は各自治体で様々ですが、奨学金返還を支援して若い世代の地元定着、U・Iターンを促進するきっかけになるものと考えられます。令和4年6月1日時点で36都道府県615市区町村、県内では8市町村で実施されています。ぜひ本市においても検討されてはいかがでしょうか。

限られた予算、厳しい財政状況の中ではありますが、ぜひ今いる若い世代の市外流出を防ぎ、地元に着定してもらい、子育て世代へとつながるような魅力ある施策を考えていただき、本市の未来を担う若い世代を応援していただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤 誠君） 先ほどの質問に対しまして、教育委員会事務局長から答弁がござい
ます。

教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長（大橋隆幸君） 先ほど来年度の成人の集いにつきまして、11月の第1
日曜日と答弁させていただきましたけれども、来年度につきましては、ちょうど3連休に当
たりますので、今月の教育委員会に諮りまして中日にするとかという検討させていただきま
すので、その辺御了承願いたいと思います。以上です。

○議長（伊藤 誠君） これで北村富男君の質問を終わります。

◇ 小 粥 努 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、4番 小粥努君の質問を許可します。

小粥努君。

〔４番 小粥努君 質問席へ〕

○４番（小粥 努君） では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

要旨１．市民目線の施策満足度調査の定期的な実施について、質問相手、市長。

市民目線の施策満足度調査の定期的な実施について。

現在、多くの自治体では、社会情勢の変化や多様化・複雑化する地域課題の解決や将来の人口減少問題等に向けて総合計画の基本計画や毎年度の実施計画をしっかりと立て、どれくらい遂行できたのか施策・事務事業評価を行い、改善等を図りながら行政運営が行われています。

当市においても、令和３年度に第２次海津市総合計画後期基本計画が策定されました。子育て世代に選ばれるまちづくりとして、11の重点施策を「海津イレブン」と位置づけ、人口減少対策や移住・定住対策、少子高齢化問題等の対策など様々な当市独自の事業が執り行われています。どこの自治体も苦慮しながら進められているのが現状のようです。

また、当市の行政評価報告書もしっかりとした事務事業評価が行われ取り組まれており、PDCAサイクルにより評価を基に改善を図り、計画、立案、そして事業実施とより効果的、効率的な行政運営に取り組まれており、市民サービスの向上と事務事業の効率化や行財政改革に向けて執り行われていることが分かります。

行政評価は、どこの自治体においても取り組まれておりますが、あるまちの行政報告書では、市民目線での施策と事務事業の見直しにつなげる目的で、毎年市民実感調査というアンケート調査を行い、アンケート結果を踏まえて成果指標に当たる目標指数を定めて、施策・事務事業の評価を行っています。

当市では、総合計画の策定期間に合わせて５年ごとに市民アンケート調査を行っていると思いますが、私は、この市民目線での居住地に住み続けたいと思う方の割合であったり、防災意識の割合や景観や環境への関心など、施策単位で現在値の意識や実感を知ることとは、施策や事務事業の改善等における計画を図る上でよい指標になると考えます。

そこでお尋ねします。

現在も、市民ワークショップを開催するなど市民の声を大切に行われていると感じておりますが、市民の方々が住み続けたいと思えるまちづくりを効果的に推進するため、また市民目線の行政運営を行うためにもアンケート調査を５年ではなく、毎年あるいは２年ごとの定期的な実施により、タイムリーな市民の住み続けたいまち満足度を把握され、市民目線での行政運営の成果指標として活用されることを提案いたしますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の１点目の施策満足度調査についての御質問にお答えします。

本市では、海津市総合計画において、目指すべき将来の市の姿と施策の大綱を示す基本構想を計画期間10年として、またその実現に向け、基本となる施策と目標を示す基本計画を前期・後期それぞれ５年を計画期間として策定し、総合的かつ計画的な市政運営に取り組んでいます。

基本計画の策定に当たっては、経年変化による市民ニーズの変化や暮らしに関する満足度・重要度などを把握するため、計画期間の満了に合わせて市民意識調査を実施し、その結果を次期計画の内容に反映させております。

私が市長就任後初めて策定した令和４年度から令和８年度までの５年間を計画期間とする第２次総合計画後期基本計画では、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を政策目標の第一に掲げ、これを実現するために、特に必要と考える11の施策を「海津イレブン」として重点施策に位置づけたところでございます。

この「海津イレブン」は、これまでの市政の反省に立ち返り、新たなまちづくりの基本的方向性を示すものとして、私の市政に対する思いを込めて打ち出したものであります。現在、「海津イレブン」として示した重点施策に基づき様々な事業を展開しておりますが、後期基本計画のスタートに合わせてまちづくりの方向性を大きく転換したことから、市では、今多くの新規事業に取り組んでいるところであります。

このため、これらの新規事業を含む個々の事業に関し、市民がどう受け止めているのか、また市民の思いと合致しているかについて判断の材料とするため、後期基本計画の中間年に当たる令和６年度に個別事業に関する市民アンケート調査を行い、各事業の方向性を検証してまいりたいと考えております。

議員仰せの定期的な市民満足度調査の実施につきましては、その結果を踏まえ、検討してまいります。

以上、小粥努議員の１点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔４番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○４番（小粥 努君） ありがとうございます。

やはりそういった市民のいろいろな声をいろいろな形でお聞きしながら今後も進めていただけることを望んでおります。よろしくお願いいたします。

その中で、子育て世代に選ばれるまちづくりと掲げ、重点施策11項目を「海津イレブン」として人口減少をはじめとする地域課題に取り組まれ、市民の声を聞き協働での取組を行うものとして、市民ワークショップも今年は3事業について行われ、参加された方からは好評をいただいております、今後もぜひとも続けていただきたいと思います。

また、施策の評価についてですが、議会でも10月の産業感謝祭のときにアンケート調査を行いました。自分が想像していたことと違った部分も多々あり、新しい発見もできました。行政評価にも市民目線での多くの意見や世代間での意識調査等を行い、評価指数とされることでよりよいものとなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

市長の答弁にございましたとおり、まずは基本計画の中間年、令和6年度におきましてアンケート調査を実施してまいります。その結果を行政評価の市民評価などに活用できるかどうかなどにつきましては、先進事例など調査いたしまして今後研究してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ぜひともいろいろ検証していただきながら、ぜひ実施のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、その同じようなアンケートになるかと思うんですが、市民目線での施策や解決課題ということで、今年の2月に区、自治会の課題解決に向けた区長、自治会長へのアンケート調査が行われました。第1回の定例会で取り上げさせていただきましたが、とてもよい取組だと思っております。

個別事業でのアンケート調査となりますが、集計され検証されていると思いますが、今後どのように活用されていかれる予定なのか御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 自治会長へのアンケート調査につきましては、現在それぞれの項目における集計や考察を行っているところでございます。自治会組織における課題等の把握に努めさせていただきたいと思っています。

調査の中で、自治会長の皆さんが自治会運営とか活動の内容において、多くの課題や不安な点があることが分かりましたので、自治会の円滑な運営や継続的な活動を促進するため、自治会に関する基本的な事項を整理いたしました自治会運営マニュアルの作成を検討してまいりたいと思っております。

また、市民協働によるまちづくりを推進するための計画であります市民協働推進計画、仮称ではありますが、これの今後策定に当たりまして、今回の調査結果を反映する予定でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○４番（小粥 努君） ありがとうございます。

今、かなりの自治会でやはり自治会運営にかなり苦勞してみえるというようなお話をよくお聞きします。市民の方がやはり安心して暮らしていくためには、自治会というのは本当に基本になると思いますので、ぜひともしっかりと対応のほうをよろしくお願いいたします。

現在も市民の声を取り入れた行政運営に取り組まれておりますが、今後ますます幅広い声を聞き、市民の方々がずっと住み続けたいと思えるまちづくりを効果的に行えるようによりよろしくお願いいたします。

では、続きまして、要旨２．事業の多様化における人材確保について、質問相手、市長、よろしくお願いいたします。

昨今では、人口減少や高齢化について国や自治体での大きな課題、問題となっております。その中で当市においても様々な対策を考え、将来を見据えた施策や事業を市長はじめ各部署にて頑張っておこなっていただいております。2040年問題、50年問題等、少子高齢化社会における持続可能な社会づくりを目指す中、人口分布図においても逆ピラミッド型となると予測されております。昨今では、各自治体においても持続可能な行政運営を行っていく上で自治体職員の人材不足も懸念されており、各自治体で人材確保も課題とされ取り組まれているようです。

また、行政運営においても、人口減少による社会保障や財源確保、施設の老朽化など課題も多様化する中、行財政改革を進め、事業の棚卸し等による効率化も図り、諸問題への対応について取り組んでおられることは承知しておりますが、この諸課題への取組や事業の多様化に伴い、専門職員や社会人枠による民間企業でのノウハウや様々なスキルを持った職員の積極的な募集や採用も今後は必要でないかと考えます。

また、ある自治体では、実際に技術職の募集や社会人枠での民間企業でのノウハウやスキルを持った人材の積極的な募集や採用を行っているところもあるそうです。

そこでお尋ねします。

当市において現在の職員募集については、どのように行われているのか。また、資格等を持った専門職員や社会人枠での人材確保についてのお考えをお聞かせください。よろしくお願い致します。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の２点目の多様な人材の確保についての御質問にお答えします。

近年、行政課題や市民ニーズが多様化する中、柔軟かつ的確に対応できる職員が求められております。このため、職員の知識・技術の向上を図るとともに、必要な人員を確保した上で適正な定員管理の下、効果的・効率的な組織づくりを行っていく必要があると考えております。

１つ目の職員募集につきましては、大学卒業程度と高校卒業程度に区分し、一般行政職として募集しております。幅広い業務に柔軟に対応できる多様な人材を確保するため、受験資格については新卒者だけでなく、社会人経験者も応募できるよう上限年齢を大学卒業程度については34歳まで、高校卒業程度については24歳までとしております。

また、採用試験の内容も社会人経験者が受験しやすいよう社会で必要とされる基本的な能力を重視した基礎能力検査としているところでございます。

２つ目の専門的な知識・技術を有する人材の確保につきまして、本市では令和３年度より、専門的な知識を必要とする職として、情報化統括責任者補佐官と防災専門官を任期付職員として採用しております。

一般職員につきましても専門職の必要性を感じており、来年度から土木系技術職員の募集を行いたいと考えております。その他の専門職につきましても、必要に応じて検討してまいります。

社会人経験者につきましては、令和２年度以降、積極的な採用に努めているところでございます。大学卒業程度の一般行政職の採用では、令和２年度に採用した職員４名のうち、全４名を社会人経験者が占めております。同様に、令和３年度は９名中７名が、令和４年度は12名中９名がそれぞれ社会人経験者となっております。今後も、即戦力として活躍が期待される社会人経験者の採用を継続し、幅広い年齢層の職員を採用してまいります。

また、知識・技術の向上は常に必要であり、職員研修の充実とともに、熟練した職員が中堅・若手職員に知識・技術を継承していくことで市民サービスの向上につなげてまいります。

以上、小粥努議員の２点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔４番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○４番（小粥 努君） 市長より丁寧な御説明ありがとうございます。

さきにも述べましたように、どこの自治体も人材確保に苦慮しているようで、また社会的

にも近年では転職が抵抗なくできるようになり、人員の安定化も難しくなっているように思います。

しかしながら、安定した行政運営を行っていただくためにも重要な課題の一つと言えますが、当市においても定員適正化計画もあると思いますが、職員数や年齢構成等についての現状についてお教えてください。よろしくお願いします。

○議長（伊藤 誠君） 総務部次長 渡辺昌代君。

○総務部次長兼秘書広報課長（渡辺昌代君） 定員適正化計画の職員数と職員の年齢構成についてお答えさせていただきます。

令和4年3月に策定いたしました第5次海津市定員適正化計画では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間としております。職ごとに目標値を定めておりまして、令和9年4月1日の目標値は事務職等では255人、保育教諭職では22人、消防職では68人、介護施設では92人、合計437人としております。事務職等では、令和4年4月1日より21人の増員を目標としております。

次に、職員の年齢構成につきましては、消防職、保育教諭、介護施設の専門職を除きまして、一般職員の中では40歳以上の職員数が全体の7割を超えているという状況ではありまして、職員の年齢構成に偏りがある状況でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

これから10年、20年、先の安定したやはり行政運営を行っていくためにも、そういった偏りがなく若い世代の職員さんを、ぜひともまたバランスよく取り入れていただけるように頑張っていただけるようよろしくお願いいたします。

次に、専門職員や土木系技術職員についてですが、インフラ整備などは5年、10年のスパンでの計画的な維持管理が必要となりますが、例えば当市においては橋梁の数が1,843もあり、県下でも岐阜市に次ぐ多さで維持管理費用や保守点検、計画的に行っていく必要がありますが、現状ではどのように行われているのか御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） 本市の橋梁保守点検等の状況につきましてお答えいたします。

市議仰せのとおり、本市には1,843と多くの橋梁がございます。まず点検につきましては、その規模等から業者の委託と建設課職員の直営に分けまして、5年サイクルで全て実施しております。

その内訳は業者委託による点検が約300橋、直営による点検は約1,500橋でございます。これを5年間に平準化して行いますので、年間にしましては、業者委託が約60橋、直営が約

300橋となります。直営分の年間約300橋の点検につきましては、この点検には土木の知識や経験を有する専門性が必要と考えております。建設課には、本年度土木の専門性のある課員としまして、土木の資格を有する課員が4人、そして橋梁点検の知識や経験のある課員が1人と、合わせて5人が在籍しております。この課員が核となりましてその他の課員とともに5班の体制、班編制をいたしまして1班当たり先ほどの300橋、これを5班で割りまして60橋を年間で点検しております。

また、保守につきましては、点検結果によりその優先順位をつけまして必要な修繕等を実施しております。そして、維持管理費用につきましては、なるべく事業費の平準化になるように努めてまいりますが、点検結果に基づきました修繕を実施していることから、国の補助も受けている状況でございます。以上のように点検、保守のほうを実施している状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

各いろいろな事業によって、やはりそういう専門性というのはすごく大切です。その中でもインフラの整備であったり、そういったところにはやっぱり技術職の職員であったり事業による専門的な職員というのはやはり配置が必要ではないかなと思われまので、ぜひよろしく願いいたします。

先ほど、市の仕事にも様々な業務がやはりあり、市民の生活を支えていただいております。市民の心強い相談相手となるためにも、腰を据えた専門職員や技術職員等の人材確保や育成が必要になるかと思えます。今後も安定した市政運営を行っていただくことが市民の利益につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上にて一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） これで小粥努君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時33分）

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分）

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（伊藤 誠君） 7番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

〔7番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○7番（二ノ宮一貴君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は2点です。

1点目、海津市財政再生プログラムについて、質問相手は市長、教育長です。

2点目、コロナ禍での学校生活について、質問相手は教育長です。

ではよろしくお願いいたします。

1点目、海津市財政再生プログラムについて。

令和3年3月に策定された海津市財政再生プログラムは、海津市行財政改革大綱（令和2年3月策定）及び海津市財政再生対策（令和2年6月策定）を受け、財政の再生のための具体的な取組事項について記載したものです。

令和7年度決算時に財政調整基金残高10億円の堅持を目標としており、期間は令和2年度から令和7年度までの6年間ですが、改革の進捗状況及び効果等を検証しながら必要に応じて見直すかとされています。また、同プログラムの策定時の本市の財政状況について、実質単年度収支で見ますと、平成25年度（2013年度）より赤字が常態化しており、平成27年度（2015年度）を除き、令和元年度（2019年度）まで赤字が続いていました。さらに、財政調整基金の推移を見ますと、平成25年度（2013年度）決算時の約19.6億円から令和元年度（2019年度）決算時の約11.6億円に大きく減少していました。

この要因として、歳入においては、人口減少等により市税収入の減少が続いている等があり、一方で、歳出においては、他会計への多額の繰出しや高齢化等による扶助費の増加等により、毎年度の歳入で歳出を賄うことができず、財政調整基金の取崩しや繰越金で歳入不足を補うことが続いていたことにあります。

海津市行財政改革大綱では、将来にわたり安定的で持続可能な財政運営を続けていくためには、臨時的な財源に過度に依存することなく、経常的な収入の確保により経常的な歳出を賄えるよう市の財政をスリム化し、財政構造を変えていく必要がありますとされています。

そのような状況で策定、実施されている同プログラムですが、4年連続の赤字であった実質単年度収支は、令和2年度決算において約3.3億円の黒字となり、財政調整基金については、令和元年度以降は取り崩しておらず、令和3年度決算時の残高は約21.5億円となっています。ただ、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの事業が実施できていない等の多大な影響を受けていることや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により予算措置がされたこと等があり、単純に財政状況が改善したと言えるかは難しいところです。また、取組事項の中にはスケジュールどおりに実施できていない事業もあれば、除外したい事業や、逆に取組に加えたい事業もあるのではないのでしょうか。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。

1 つ目、令和 3 年度決算時における実質単年度収支を教えてください。

また、財政調整基金の目標額や積立て、取崩しについての考え方、現在の本市の財政状況についての御認識をお聞かせください。

2 つ目、海津市財政再生プログラムは今年度末で期間の半分が経過します。目標としていた財政調整基金の残高は約21.5億円あり、策定時とは財政状況も変わりました。また、「改革の進捗状況及び効果等を検証しながら必要に応じて見直す」とされていることから、内容を見直すべきではないでしょうか。もし見直す計画があれば、今後のスケジュールも併せてお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 二ノ宮一貴議員の1点目の海津市財政再生プログラムについての御質問にお答えします。

この質問につきましては、全て私から答弁いたします。

1 つ目の実質単年度収支と財政調整基金につきまして、本市の令和 3 年度決算における実質単年度収支は10億6,608万円であり、令和 2 年度決算に引き続き、黒字となっております。

本市は、令和 2 年度に持続可能な財政運営に向けた海津市財政再生対策を公表するとともに、その具体的な取組事項として財政再生プログラムを策定し、令和 7 年度決算時に財政調整基金残高10億円を堅持することを目標としてきたところでございます。

この財政調整基金につきましては、保有すべき額の水準や目標などを定める規定は特段ございません。本市においては、令和 3 年度決算における基金残高が合併以来最高となる21.5億円となったものの、県内21市の中で20番目、また人口 1 人当たりでも13番目であることから、十分な残高を保有しているとは言えない状況であります。激甚化、頻発化する災害に対する備えや、少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加、人口減少に伴う税収の減などへの対応を考慮すると、さらに積み増す必要があると考えております。

なお、財政調整基金については、地方財政法第 7 条の規定により、毎年度の決算剰余金のうち 2 分の 1 以上を翌々年度までに積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てなければならないこととされており、これに従い、確実に積み立ててまいります。また、取崩しについては、同法第 4 条の 4 の規定により、災害対応や経済事情の変動等によって財源が著しく不足する場合に限られており、法の趣旨を踏まえ、適切に判断してまいります。

現在の財政状況については、実質単年度収支が 2 年連続で黒字に転じ、大きく改善してい

ることから、逼迫した状況は脱したものと認識しております。しかし、こうした状況は、令和3年度に普通交付税が当初予算に比べ大幅な増額となったことや、コロナ禍の影響により、各種事業の中止を余儀なくされたことなど一過性の要因によるものであり、引き続き健全な財政運営に向けた取組を行っていく必要があると考えております。

2つ目の海津市財政再生プログラムにつきまして、ただいま御答弁申し上げましたとおり、逼迫した財政状況を脱したと考えられることから、財政再生対策及び財政再生プログラムを見直し、今後の社会経済情勢や財政状況を踏まえた新たな行財政改革プランを策定したいと考えており、引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。

今後のスケジュールなどの詳細につきましては、今年度中に財政再生プログラムの見直しを行うとともに、新たな行財政改革プランの方向性などについて行政改革推進審議会で協議してまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございます。

今回、財政再生プログラムということをテーマにしておりますので、市長、それから教育長をお相手に質問させていただきましたが、市長から御答弁いただいたということでありありがとうございます。

まず、では順番に再質問に移らせていただきたいと思います。令和3年度の決算における実質単年度収支は10億6,608万円ということで、2年連続の黒字ということは、単純に実質単年度収支だけが財政状況を測る目安とは思いませんけれども、悪くはないと、大変財政状況としては好転に転じているのではないのかなというのが、まず率直な感想でございます。

これは一過性によるものというところの認識がありましたけれども、とはいえ、財政再生プログラムを実施してきたことによる財政状況の健全化も進んでいるということにもつながっていると思います。

それから、まず最初にお聞きしたいところですが、県内21市との比較から、財政調整基金の残高について十分な残高を保有、確保しているとは言えないとの答弁がございました。県内他市とは財政規模や人口等の違いが大きいため、人口の構成や、それから産業構造で分類されている類似団体との比較のほうが本市の位置を把握するのにはより効果的ではないのかなと思うところもありますが、類似団体との比較をされたかどうか、まずお答えいただけますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

総務省の公表しております最新の令和2年度の市町村決算調査におきまして、全国の自治体を人口規模と産業構造に応じて区分いたしました類似団体につきまして、本市では128団体を調査いたしまして比較いたしましたが、財政調整基金の額、また人口1人当たりの基金額につきましても、中順位以降というような位置にございました。

このため、引き続き健全な財政運営に向けた取組が必要な状況だと考えております。よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

県内だけでなく、全国の類似団体128団体と比較して調査していただいたということで、その調査でも中順位、真ん中よりやや下位のほうということだと思います。そういったところから、答弁でもありました激甚化、頻発化する災害に対する備え等を考えますと、さらなる積増しが必要なのかなというところは理解できるところです。

その積増しにおいてですが、答弁の中では、保有すべき額の水準や目標などを定める規定は特段ないというような答弁がありました。ただ、他の自治体では標準財政規模の、例えば何%程度であったりとか独自の残高の目安、目標といたしますか、そういったものを公表している自治体も見受けられます。先ほど言った標準財政規模の何%かというのが適正かどうかは別として、そういった目標なりを公表することで、市民の理解も得られやすい、または説明するときの理由にも使いやすいと思うんですが、本市として、もう一度お聞きしますが、目標とは言えないまでも、何か目安となるような残高を示す考えはございませんか。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、目標額を定める規定は特段ないということでございます。また、現在の財政状況につきましては、一過性の要因によって危機的状況を脱したばかりでございまして、コロナ禍やウクライナ情勢など先の見えない状況下でもございます。今後しばらくの間は社会情勢を見定めていく必要もございますので、現時点で他団体のように目標額を示す考えはございませんので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

この目標といたしますか目安を示すことで、いいこともあれば、逆に先ほど法にのっとり取崩しをするようなときに、ただ目標額に達していないのに取り崩すのかというような意見

もいただくような状況にも陥る可能性がありますので、決して目標額を必ずしも守るということではないですけれども、やはりいろんな施策をしていく上では、目標額というわけではなくて、今実施しないといけない施策を行う上で、財政調整基金に積増しを優先するということがあまりよくない場合がありますので、そういったところで、もし目安となるものがお示しいただければと思ひましてお聞きしました。

目安は今のところ定める考えはないということでしたけれども、答弁にもありましたように、積増しは必要ということは私も理解できますので、今後ともそのように進めていっていただきたいと思ひます。

2つ目の海津市財政再生プログラムについてですが、逼迫した財政状況を脱したところであることから、今後の社会情勢や財政状況を踏まえ、新たな行財政改革プランを策定したいという答弁がありました。

加えて、今年度中に新たな行財政改革プランの方向性について、行政改革推進委員会で協議していくということもお示しいただきました。

今年度中に方向性について審議していくということでしたが、この考え方でいきますと、今年度中にプランの策定までは難しいということでしょうか。来年度の事業にももちろん関係してくると思ひますので、その辺りお答えいただけますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

財政再生プログラムにつきましては、原油価格の高騰など社会的要因によりまして、もう実質的に取組効果が出なくなっている取組のほうがございます。社会情勢の変化などに伴いまして取組から除くべきものなどにつきまして、今年度中に見直してまいります。また来年度の予算にも反映してまいりたいと考えております。

新たな行財政改革プランにつきましては、方向性を含めまして、時期的なことにつきましても行政改革審議会で協議してまいりますので御理解よろしくお願ひいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

令和7年度までの期間ということで、まだ半分あります。慌ててということではありませんけれども、スケジュールをしっかりと立てて、今後の行財政改革プランにつなげていっていただきたいと思ひます。

今、現在行われて実施している財政再生プログラムでは、先ほど通告でも述べましたが、令和7年度決算時に財政調整基金残高10億円を堅持するということを目指しています。持続可能な市財政運営のためには、令和元年度決算と比較して1.5億円程度の収支の改善に取

り組む必要があるとも記載されています。

この数字が今後も継続されるといいますか、財政調整基金自体を、残高を目標とすること自体いいのか悪いのか、それも検討いただけたと思いますが、今後の行財政改革プランでも同様に具体的な取組事項を上げながら、その計画を進めていかれるものと思いますが、その新しい行財政改革プランにも具体的な数値目標等が設定される予定なのかどうなのか、現時点で結構ですのでお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

新たな行財政改革プランにつきましては、現在検討中でございます。現段階ではプランの中に、個別な取組につきましては、それぞれの削減額、数値目標が掲げることが可能な取組については掲げてまいることになろうかというふうに考えますけれども、計画そのものの目標数値を設定するかどうかににつきましては、今後プランの詳細とともに併せて検討してまいりますので何とぞよろしくお願いいたします。

〔7 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7 番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

今回、財政再生プログラムについて質問させていただきましたけれども、今度新しい行財政改革プランの検討中ということで、具体的な答弁、数字等に関してはなかなかおっしゃっていただきにくい時期かと思っておりますけれども、今後計画を立てる上で、まず財政再生プログラム自体が逼迫した財政状況を脱するという点を重点に立てられたプログラムでしたので、その財政状況を脱したということで、現在、取組の中には市民の方に御負担をいただいているプログラムもあると思います。

また、当時とは市長をはじめ特別職の皆様もお替わりになって、市長の重視する施策も変わってきたと思いますので、ぜひそういった部分も盛り込んだ新しいプランになるように、今後とも引き続き検討をしていっていただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

では引き続き、2 点目の質問に移らせていただきます。

2 点目、コロナ禍での学校生活について。

コロナ禍での学校生活も 3 年目となった今年度は、引き続き基本的な感染対策は必要なものの、昨年度までと比較し、少しずつではありますが、いろいろな活動において制限の緩和がされてきました。

新型コロナウイルス新規感染者が確認された場合の濃厚接触者の対象範囲や学級閉鎖等の基準も変更になり、学校で仲間と学び合う活動が継続できるようになってきました。また、

修学旅行を含む校外学習や保護者の参加のある運動会・体育祭等の行事も学校ごとの感染状況の影響や人数制限等はあるものの、今できる範囲で実施することができています。これは、児童・生徒の頑張りが一番ですが、学校・家庭・地域、そして本市全体での取組の成果ではないかと思います。

このように、コロナ禍での学校生活は、感染状況等により対応を変えてきていますが、現在の本市の各学校における感染対策は、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver8）」及び県の「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について（オミクロン株の特性を踏まえ感染再拡大時に備えた学校の対応を含む）（令和4年8月22日更新版）」に沿って行われています。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

1つ目、登下校におけるマスクの着用について。

県のマニュアルでは、「熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合においてはマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先する」とあります。今年は梅雨明けが早かったこともあり、暑い日も多く、残暑も厳しかったと思います。まだまだ大人もマスクを外すことに抵抗を感じている状況ではありますが、児童・生徒への指導と実際の様子はどうでしたか。

2つ目、給食時の対応について。

県のマニュアルでは、「飲食時は対面ではない配席とし、会話をしない黙食を徹底する」とあります。飲食時は、給食のみならず一番感染リスクが高い場面の一つであるのは認識していますが、児童・生徒にとって学校生活の中でも楽しいと感じる子が多いであろう給食が黙食というのは本当にかわいそうですし、子どもたちの成長にとっても決してよいとは思えません。ただ、感染拡大防止のためにはやむを得ないとは思いますが、すぐに対面での飲食を実施するのは難しいと思いますが、御認識をお聞かせください。

3つ目、生理用品の配付について。

コロナ禍でのいわゆる生理の貧困対策として、本市独自の事業として、昨年9月より、学校のトイレに生理用品を常備し、児童・生徒が自由に使用できることができるようになっていますが、配付枚数も一定数があると伺っています。今後もぜひ継続していただきたい事業だと思いますが、配付の仕方や配付枚数等の現状と今後の方針についてお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君）　二ノ宮一貴議員の２点目のコロナ禍での学校生活についての御質問にお答えします。

１つ目の登下校におけるマスクの着用につきましては、議員仰せのとおり、県教育委員会から出された新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営に関するマニュアルに従い、マスクの着用について指導を行っております。

例えば屋内で他者と距離が取れない場合や、距離が取れても会話が行われる場合はマスクの着用が必要であり、一方、屋外で他者と距離が取れる場合や熱中症が心配される場合はマスクの着用は必要でないことが示されております。各学校では、基本的にこのマニュアルに従い感染防止を図っております。特に、季節に関わらず暑い日には、体育や部活動だけでなく、登下校においても熱中症防止対策を最優先として、自分で判断し、マスクを外すよう指導をしております。

ただし、小学校の低学年においては自分で判断しづらいこともあり、マスクをつけるかつかないかについては教職員のほうで積極的に声をかけて徹底してまいりました。その結果ですが、本市において、マスクをつけていたために熱中症になったという事案は起こっておりません。今後も引き続き県のマニュアルに従い、適切に対応してまいります。

２つ目の給食時の対応につきましては、学校給食の目標の一つに、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うことがあります。本市としても、仲間と共に楽しく食べながら学校生活が豊かになることを願っております。

しかしながら、感染リスクが最も高いのがマスクを外す給食時でありますので、現在は県のマニュアルに従って飛沫を飛ばさないよう黙食としております。加えて、本市独自の対応として、食事中での飛沫を防止するためにアクリル製の飛沫防止ガードを児童・生徒全員の机上に設置し、感染防止を図っております。

現時点では対面で話をしながら食べることはできませんが、各学校において給食中の放送を活用し、仲間のよい姿の紹介や読み聞かせを行うなど、少しでも楽しい給食になるように工夫をしておるところでございます。

なお、先月29日付で文部科学省から、座席配置の工夫等の適切な対策を講じる場合は給食中の黙食は求めず、会話は可能であると通知されたところです。今後、県のマニュアルの改定がなされれば、それに従いまして、感染状況を踏まえながら、本市として迅速にかつ適切に対応してまいりたいと思っております。

３つ目の生理用品の配付につきましては、令和３年９月より生理の貧困対策、女性理解、女性支援として、市内各小・中学校の女子トイレに返却を求めることのない生理用品を設置し、気兼ねなく手にすることができる環境を整備しております。

本年10月末までの利用状況は、小・中学校合わせて4,534枚、月平均にしますと350枚利用

されております。保護者や児童・生徒からも、生理用品を持たせていないときに急に生理になり助かった、人目を気にせず利用できてよかったなどの感想をいただいております。

本事業は、保護者の経済的な負担の軽減だけでなく、仲間の目を気にして借りることが言い出しにくかったり、何らかの理由で手に入れることができなかつたりする児童・生徒の精神的な負担を軽減する施策として大変重要と考えております。今後も継続して実施してまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の２点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問はございますか。

〔７番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○７番（二ノ宮一貴君） 教育長、御答弁ありがとうございました。

コロナ禍での学校生活３年目です。中学校また高校生ですと、１年生の入学時といいますか、その前のときの３月にコロナが出まして、入学のときはもう既にコロナ禍、このままいくとコロナ禍のまま卒業するというので、マスクは永遠の課題みたいになっております。うちも女の子の子どもがいますけれども、もうマスクを取った顔が見せられないとか、見たことがないとか、今さら外すのが恥ずかしいとかそういった声も聞こえるわけですが、年齢も年齢ですのでいろんな考え方があります。マスクをすることがいいとか悪いとかではないですけれども、感染対策にとっては非常に効果があるということで、今回マスクについてテーマにさせていただいたことが多いかと思います。

まず最初に、登下校におけるマスクの着用についてですが、答弁にもありました、現在県のマニュアルに沿って指導をされているということで御答弁いただきましたが、やはり登下校になりますと、学校の管理下とはいえ地域の方や保護者の方の御理解、それから御協力をいただきながら見守りも行っていていただいております。そういったことを考えますと、そういった方々と今の指導に関しての内容を共有するということが非常に大切かと思っておりますので、そういったことをどのようにされていたか、お答えいただけるとありがたいです。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 先ほど御指摘をいただいたように、学校ではきちっと先生方は理解をしていらっしゃるんですが、なかなか登下校についていうなら、地域の方々も学校の方針が分かっているかどうかというのは非常に難しいところなんですけど、違っているとやっぱり不信、子どもにとっては、こっちではこう言われ、こっちではこうやって言われたということになっちゃいますので、同じスタンスで子どもたちに接する、指導していくということは非常に重要であると考えております。

現在、学校ごと様々な方法でそういった情報共有をしております。最も大事にしているの

は、やっぱりフェース・ツー・フェースで直接お会いして、学校ではこういうふうにしておりますのでということで情報共有をしていくということが一番大事な事かなというふうに思いますが、実際直接なかなかお会いできない場合もあります。そういった場合には、連絡配信アプリ「すぐる」というのがあるんですが、それで保護者を含め、地域の方々にも情報提供をしたり、あるいは感染防止の取組ですとか、熱中症に関わる対応の文書ですとか学校だよりですとか、そういったものを地域で回覧をしていただいて共通理解という形にさせていただいております。

いずれにしても、子どもたちの健やかな成長につながるということで言うと、やっぱり本当に地域と学校が一つになって子育てに進んでいけたらなと、そんなことを思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

そういった今おっしゃられたように、子どもが戸惑うような対応はやっぱりかわいそうですので、情報共有をしながら、学校でも、それから家庭でも地域でも同じ指導、それから見守りができるといいと思いますので、その成果が、この夏もマスクを原因とした熱中症がないということにつながっておると思います。継続してお願いします。

それから給食時の対応について、本市では飛沫防止ガードの導入により、これは他市町より比較的早かったと思います。そういったところで感染防止、それから感染の不安の軽減、そういったところで非常に役に立っていると思います。

また、飛沫防止ガードについてですが、給食以外でも歌を歌うときや、それから楽器を使用するときなど、給食時以外でも御使用されているということで、非常に有効活用していただいておりますので、こちらでも継続していろんなところで使っていただきたいと思いますし、先ほど答弁でもありました。やっとなといいますか、文部科学省のほうから黙食という言葉が削除されまして、ただこの8波の真ただ中で、今すぐ黙食をやめてとかいうのは対応として難しいと思います。県のマニュアルが改正されたら迅速に対応できるように、これからもよろしく願いいたします。

それから、生理用品の配付について、これは経済的支援というよりも女性支援、理解、それから人権の尊重という部分で非常に効果があったと思います。来年度も継続していただけるということで非常にありがたいです。児童・生徒、それから親の御意見をお聞きしながら、これからも進めていっていただきたいと思います。

最後にちょっと教育長にお聞きしたいのが、コロナ禍での学校生活ですが、タブレットの導入により、学習に関しては学びを止めないということで、随分と便利になったというか格段に状況が改善されたと思います。

1つ紹介しますと、日本教育新聞の過去の記事に、前でいうと拒食症というんですが、摂食障害の子が増えたという記事がありました。これは、コロナ禍で人と給食を食べることが減ったことによって、食べるということに喜びを感じる機会が減ったということも影響しているそうです。また先日、調査結果で不登校児も増えたと、過去最高になったというような記事もありました。

こういったことは、やはりコロナ禍での心のケア、それから不安感、ストレスを感じている子どもの行動の表れかと思います。こういったコロナ禍での児童・生徒の心のケア、大変重要かと思うので、現在、そのようなことに対して教育長の御認識と取組、そんなようなことがありましたらぜひお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 議員仰せの心のケアって、非常に重要だなあというふうに考えております。

そのために、全ての学校で毎月、心のアンケートというのをやっております。僅かな変化を見逃さずに、子どもたちの心身の状況を把握して、直接フェース・ツー・フェースで面談をしながら、心のケアに努めておるというところでございます。

この心のアンケートでございますが、「よい」とか「普通」だとか「少し調子が悪い」とか、そういった丸をつけるタイプなんです。やっぱり調子が悪いという子はずっと「調子が悪い」に丸を打つんですね。でもたまに調子がいいとか、あるいはふだんは調子がいいのに1つだけ調子が悪いのがあるとか、そういう個の特性に応じて変化があったときにタイムリーに懇談をする、これを大事にしてやっております。

また、今年度、何回か議会でも答弁させていただいたんですが、教育支援センターということで駒野のフレンドリールームを開設しております。登校に不安を感じているお子さんが少しでも心が安定して居場所ができるようにということで、この駒野のフレンドリールームを開設したんですが、現在10名ほどが登録をして、毎日2人、3人通ってきてそこで勉強していたり、少しは担当の支援員と話をしていたりということで、人間関係も少しずつ成長しているかなということを思っているところです。答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

様々な対応が考えられます。ただ、子どもも様々な症状です。ですので、個々に合ったというか、全ての子に合ったというのは難しいかもしれませんが、より多くの子の心の悩み、それからケアですね、そういったことに対応できるように、今後も状況に応じたいろんな取組、それから施策ですね、それからまずは話すということがやっぱり大事かと思いま

す。そういったことを続けていっていただきたいなと思っております。

時間も少なくなりましたので、最後にお話ししたいのが、先ほど、先ほどといいますか、今年度、二十歳の集いのときの対象が327人というお話がありました。実際、11月1日付の10歳の年齢を言いますと、市内では231人、100人ぐらい減っています。昨年度生まれた子が120人ほど、これ大きな問題です。ただ、何事においても、教育の充実なくして市の発展はないと思っております。こういった今コロナ禍での状況、苦しいときにしていただいたことによって、僕もそうですけど子どもたちも絶対覚えていると思います。これからも子どもたちの現状に沿って、心に寄り添うような教育環境を海津市でも提供していただきたい、そんなふうに思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで、二ノ宮一貴君の質問を終わります。

◇ 古 川 理 沙 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、1番 古川理沙君の質問を許可します。

古川理沙君。

〔1番 古川理沙君 質問席へ〕

○1番（古川理沙君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

質問は1点、みんなにやさしいデジタル化の推進について、質問相手は市長でございます。

国は、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。年代や性別、生活環境など、置かれている状況によってニーズは異なりますが、本市においても行政と市民が一体となってデジタル化を進め、誰もが海津市民でよかったと思えるまちをつくっていく変革期を迎えています。

また、マイナンバーカードがデジタル社会を構築するための基盤と位置づけられていることから、本市においても普及させるべく御尽力をいただいているところです。スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器に必要性を感じていない方や、マイナンバーカードの取得に消極的な方に、デジタル社会は便利であると実感をしていただくことが有効な手だてであると思います。さらにみんなに優しいデジタル化を推進し、多様な幸せの実現を目指す自治体DXは、個別最適化された快適で豊かな市民生活の実現と同時に、職員の業務環境も刷新するものであることが大切であると考えます。

そこで、市長にお尋ねします。

1. 従来から行政が担っている道路、公害、公衆衛生などの整備に加え、現在は人口減少、

SDGs といった複合的・包括的な社会課題の解決が求められています。そして担う役割が拡大している一方、少子高齢化で公務員の人材不足は多くの自治体が抱える課題です。

現在、本市では市役所業務の棚卸しを行い、ICT化等による業務改善や、職員の適正配置を検討するための市役所業務最適化事業を進めておられるところですが、自治体DXの意義の具現には、業務の棚卸しによってICT化を進められる部分を洗い出すというプロセスを経て、その業務がどんなときに、誰が、何のために行うのかという視点でさらに見直していくことが必要であると考えます。

職員にも市民にも優しいデジタル化を進めるために、現在実施している業務の棚卸しはそのベースになるものであると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

2. 現在、自治体には「3ない窓口」、すなわち「書かせない・待たせない・来させない窓口」の実現が求められています。しかし、この3ない窓口は大前提として、来庁したり、デジタル申請をするなど利用する側の行動割合が大きく、行政はこれまでどおり受け身で待つ構図がイメージされます。申請手続などの窓口業務だけでなく、医療や福祉、介護など幅広い住民サービスをアウトリーチで地域に届けられることができるコネクテッドカーを整備し、誰一人取り残すことのなくデジタル化の利便性を享受できる体制を整えてはいかがでしょうか。

3. デジタル社会が推進される中で、ロコモ、フレイル度の判定や、ゲームで楽しくデジタルに触れる機会を設けている自治体から、デジタル機器に慣れていただくことに有効であり、さらに健康維持にも効果があったという実施報告もあります。本市においても、自分らしく健幸に過ごしたいという願いに沿うべく介護予防教室の実施や啓発活動をしていただいているものと認識しておりますが、介護予防教室にデジタルを取り入れ、よりニーズに沿った福祉サービスの提供につなげてはいかがでしょうか。

4. マイナンバーカードのセキュリティーについては、デジタル庁からも心配し過ぎる必要がないことを広く周知しているところです。しかし、マイナンバーカードの取得を迷っておられる方からセキュリティーに対する不安をお聞きすることもあります。取得をすることで利便性が上がるといったメリットを広報することで取得率を上げていく方法もあると思いますが、不安や心配事を取り除いていくことも大切な広報であり、行政の役割であると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 古川理沙議員のデジタル化の推進についての御質問にお答えします。

1つ目のデジタル化に向けた業務の棚卸しにつきまして、本市では現在、市役所業務の最適化に向けた取組を3か年で進めており、業務改善と組織体制の再編により行財政改革につなげることを目的に、全業務の洗い出しを行っているところであります。

1年目の令和4年度は、業務の棚卸しとともに、各業務の事務量や難易度を把握し、アウトソーシング等による業務改善の可能性の調査を行っております。2年目の令和5年度には、各業務についてアウトソーシング等の推進や事務事業の見直しなどの具体的な検討を行うとともに、把握した事務量等を基に職員定数や職員配置を見直し、組織体制の再構築を行ってまいります。最終年の令和6年度には、効率的・効果的な行政経営を管理するための行政評価の取組の仕組みの整備を行うこととしております。

市役所業務の棚卸しは、アウトソーシングによる業務改善等を通じた適正な職員配置の実現に向けて進めているところであり、人的資源を最大限に活用し、行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。加えて、この業務棚卸しの取組は、デジタル化を推進し、市民の利便性の向上を図る自治体DXの基礎資料としても活用できるものと考えております。

業務の棚卸しに先行して、児童手当や税、戸籍などの主要20業務については、令和7年度末までに情報システムの標準化を円滑に行うため、昨年度から業務フローの確認や業務の効率化に向けたRPA化の検討を進めているところでございます。なお、自治体DXの基本的な方針や施策については、今年度中に「海津市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、取りまとめることとしております。

いずれにいたしましても、市民の利便性の向上や職員の業務効率の改善が図られるよう、みんなに優しいデジタル化の推進につなげてまいります。

2つ目の通信機能を有するコネクテッドカーの活用につきまして、議員御指摘のとおり、アウトリーチとして地域に出向いて窓口業務や各種サービスを提供することは、今後さらなる高齢化の進展が見込まれる本市にとりまして重要な取組であると考えております。デジタル社会の利便性を生かした医療、福祉などの幅広い住民サービスの提供について、コネクテッドカーの導入も含め、他の自治体の先進事例を参考に、本市の地域特性に合ったサービスの提供方法を調査・研究してまいります。

3つ目のデジタル技術を活用した介護予防教室につきまして、本市では、加齢とともに進行する心身機能の低下を予防するため、65歳以上の方を対象に運動機能や口腔機能の維持、認知症予防などに有効な生活習慣を学ぶ介護予防教室を各地域で開催しております。

コロナ禍では、高齢者にとって感染リスクへの対策とともに、外出機会の減少により心身機能が急速に低下するコロナフレイルへの対策が重要となっております。議員仰せのとおり、介護予防教室におけるICTの活用は、コロナフレイルのリスクを軽減するための手段として有効であると認識しております。

本市におきましても、フレイルを予防して健康寿命を延ばすという観点から、来年度より介護予防教室においてタブレット端末を用いてフレイル予防ができるよう、脳や体の健康維持アプリを導入してまいります。

加えて、外出が困難な高齢者も自宅から参加できるようタブレット端末を貸し出し、使い方の講習を行った上で、介護予防教室をオンラインで開催する取組を試験的に実施してまいります。

今後につきましては、この試験導入の成果を踏まえまして、さらなるＩＣＴを活用した事業の実施について検討してまいります。

４つ目のマイナンバーカードのセキュリティーにつきまして、議員仰せのとおり、セキュリティーに対する不安からマイナンバーカードの取得を迷っている市民がいると認識しており、産業感謝祭等のイベントや防災講話などあらゆる機会を活用して、その安全性について周知を図っているところであります。

マイナンバーカードに搭載されているＩＣチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されておらず、不正に情報を読み取ろうとするとＩＣチップが壊れる仕組みとなっております。また、使用する際に必要な暗証番号を一定の回数間違えるとカード機能がロックされ利用できなくなるほか、顔写真を含めた券面の偽造を防止するため、特殊加工が施されているなどの安全対策が講じられております。加えて、仮に紛失したとしても、コールセンターで24時間365日体制で利用停止を受け付けており、即座にカード機能を停止することができます。これら何重もの対策が施されていることから、情報が他人に流出する可能性は極めて低いと考えております。

また、マイナンバー制度では、国が情報を一元管理することではなく、各種個人情報についてはこれまでどおり各行政機関において管理されており、必要な情報を必要なときだけやり取りする分散管理という仕組みが採用されております。共通のデータベースをつくることもありませんので、まとめて情報が漏えいすることもないと考えております。

デジタル化を進めるため、一人でも多くの方にマイナンバーカードを取得していただけるよう、ホームページや市報への掲載のほか、リーフレットの配布などを通じまして利便性や安全性を分かりやすく丁寧に周知し、取得率の向上を図ってまいります。

以上、古川理沙議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問はございますか。

〔１番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○１番（古川理沙君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、業務の棚卸しについての確認をさせていただきます。

業務量だけで判断するですとか、デジタルにしてアウトソーシングをするということではなくて、住民や職員本位でデジタル技術によって新しい価値を生み出したりですとか、仕組みそのもの、手続の仕組みを変えていくなど住民サービスの向上を、職員の方にとっては働きやすく能力を発揮できる環境を整えていく、D Xの視点を踏まえて業務の見直し、棚卸しをしていただいた上でみんなに優しいデジタル化を進めていただけるというふうに認識をしていてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

今、住民や職員本位のこととございましたが、職員の視点からいたしますれば、業務のデジタル化によりまして、これまで職員が行っていた大量のパソコン入力作業などがR P A化やデジタル技術を活用することによって、ミスがなくなったり、正確さが増すといったことのほかにも、入力作業等に携わってきた時間が短縮されることで、働き方改革のほかに政策立案、調査・研究といった業務にその時間を使えるようになるということで、新しい事業等、取組等を生み出すことができることなどで市民サービスの向上につながっていくということが期待できるというふうに考えています。

また、市民の本位、市民目線からすれば、デジタル技術を活用したサービスが増加する、増えることによって市民の利便性の向上等につながってまいりますので、住民や職員本位の目線でデジタル化を進めていくということにつながっていくというふうに考えておりますので御理解をいただきますようお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

デジタル化することで、かえって仕事がしづらくなってしまったり不便になったりということが起こり得るのは、やはりその業務そのものをどうしてやるのかですとか、何のためにやっているかという業務フローを把握できていなくて、量ですとか時間だけでデジタルに置き換えてしまうというときに、かえって仕事がしづらくなるということも起こるのかなあと思いますので、しっかり業務フローを把握していただいて、業務を担う人の目線やサービス提供を受ける市民の目線に立って、今後どうしていくのかを判断していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

デジタル化の身近なところで、東館新庁舎が建設された頃、案内係の職員の方がコンシェルジュのように、どこの課へどうやって行ったらいいかということで案内をしてくださっていた頃があったと思います。現在は今タッチパネルに代わってしまして、これも本当にささいなことなんですけれども、私たちからすればデジタル化の一つであったと思います。ただ

単にどこへ行けばいいかということ案内するだけであれば、今のように、実際使わせていただいたら、どういう手続に来たかということをもまずタッチをすると、その後、何階のどの場所のどこへ行けばいいかということ平面図で案内をしてくれるんですけども、さらにデジタル化の利便性を上げるということであれば、例えば多言語に対応した音声で案内したりですとか、検索してきた結果の端っこのほうにでもQRコードが表示されれば、例えばそれを自分のスマホで読み取って転送されてくるということであれば、これはまたDXということなのかなあというふうにイメージをしています。

デジタル化ということは、このように私たちが実際に関わるということのほかに、直接私たちが関わらない、知らない業務もたくさんあると思います。どちらの業務についても、何のためにデジタル化をするのか、そしてデジタル化することでどう変わるのかをみんなで共有をして機運を醸成していくことが肝要であると思います。

総務省のホームページにも、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要だとの記載がありました。ホームページやSNSなどを使用して、きめ細やかに情報提供していただけると、私たち市民も機運を醸成していただけるのではないかなあと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） CIO補佐官 子安弘樹君。

○総務部参事情報化統括責任者（CIO）補佐官（子安弘樹君） 行政サービスの意義の共有と理解ということで、御質問にお答えさせていただきます。

特にデジタルについて苦手意識を持っておられる方に対しては、それぞれの取組の意義であるとか、あるいは目的というものを丁寧にお伝えすることが重要だと考えております。正しく使え、それを活用いただくことがみんなに優しいデジタルにつながっていくと考えますので、引き続きホームページやSNS、LINE等で周知を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

今年度、ワークショップ等を開いていただいたりですとかパブリックコメントというだけでなく、直接市民の皆さんの声を聞いていただいている機会が大変多くありますので、市民の皆さんも今、まちづくりへの参画意識というものはとても高まってきているのではないかなあと思っています。だからこそ、いろんな施策の意義や目的、途中経過についてもぜひ共有していただくことが大切じゃないかなあと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

特に、庁舎内の最適化事業については、自治体DXを推進していく上で根幹に関わる大変

重要な取組であると認識をしています。学校の働き方改革と同様、市役所の働き方改革は、庁舎内だけではなく市民の皆さんに関わることも多いだけに、正しく現状の課題や、これからの目指す方向をみんなで共有していくことが大切だと思います。

市長は常々、オール海津ということをおっしゃられると思います。チーム海津ではなくて、あくまでもオール海津だと私も思っています。市職員の方だけでなく、市民の皆さんや商工会、観光協会の皆さん、また市内業者の皆さん、本市に関係する全ての皆さんお一人お一人の力を合わせていくことだというふうに私は認識しております。そういう思いから市長もオール海津という言葉で表現されていると思いますので、みんなが思いを一緒にして進めるためにも、ぜひ市の方向性や願いをできるところから少しずつ発信をしていただきたいなあと思います。これは要望ですので、答弁のほうは結構です。

次に、コネクテッドカーの活用についてですが、アウトリーチのサービスの重要性を認識していただいている、そして今後サービスの提供方法を調査・研究していただくとの御答弁をいただきました。サービスの提供方法は調査・研究していただくとして、先ほど介護予防教室の中でも、今後ＩＣＴ、情報機器をたくさん利用していただけるとの御答弁もいただきましたが、事務手続のオンライン化だけでなく、デジタル社会の利便性を生かした幅広い住民サービスの提供についても、アウトリーチを意識しながら取り組んでいただけるというふうに認識をされていてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） ＣＩＯ補佐官 子安弘樹君。

○総務部参事情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官（子安弘樹君） デジタル社会の利便性に対応した幅広い住民サービスの提供ということで、お答えをさせていただきます。

市長の答弁でも御説明させていただきましたが、窓口業務に限らず、医療、福祉などデジタルを活用して本市の地域特性に合った幅広い住民サービスが提供できるよう、調査・研究してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔１番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○１番（古川理沙君） ありがとうございます。

予算も必要となることですので、補助金ですとかいろんな制度も確認をしていただきながら、またほかの自治体の事例もしっかり研究をしていただいて前向きに検討をお願いいたします。

コネクテッドカーを導入した幾つかの自治体に、直接、私も活用状況をお尋ねしてみました。出張窓口というよりは、私自身はミニ市役所として機能させていくことで、包括的な課題解決の手だてになるのではないかなあというふうに感じております。

鳥取県智頭町では、つながる、広がる、智頭Miraizeプロジェクトを発足させて、１つ目

には災害時の現地対策本部として、2つ目に介護予防システムの導入、3つ目に地域活性化のイベントでの活用、そして4つ目に行政手続の出張提供、このように窓口申請以外にも複合的な課題解決策としてコネクテッドカーを運用しておられます。

デジタル化は、人口減少や予算の課題により、これまで取り組めなかったサービスを可能にしたり、新しい形でのサービス提供ができるようになる可能性を秘めていると思います。これから先、デジタル化が当たり前の世の中になってきたら、今は実証実験の段階が多いインターネットやケーブルテレビを利用した、買物したものをドローンが近くの公民館に届けてくれるサービスですとか、デジタル対応が可能な医療機関が増えてくれば、オンラインによる遠隔診療や健康相談も当たり前になってくるかもしれません。大切なことは、市民の皆さんのニーズや複合的な課題解決に沿うために、何をどんなふうに整備をしていくかということかなあとと思いますので、しっかり調査・研究をお願いします。

先ほど紹介させていただいた智頭町の実績の中で、特に介護予防システム、地域活性化での活用が私は目に留まりました。高齢者の方もeスポーツでは、何回も利用することで指先でうまくコントローラーの操作が上達されていく様子ですとか、最初は子どものゲームなんかやりたくないとおっしゃっていた方も、今ではゲームをすることを大変楽しみにしてくださっているというようにお声もお聞きしました。介護予防だけではなく、希薄になりかけたコミュニティの維持にも一役買っているように感じています。

本市においても、先ほどタブレット端末を貸出しし、フレイル予防ができる脳や体の健康維持アプリの導入や、オンライン教室の試験的な実施を行っていただけるとの大変前向きな御答弁をいただき、ありがたいなあとと思っています。

そこでまず介護予防教室についてですが、本市の実施状況、今年度の状況をお分かりになれば教えていただきたいです。

○議長（伊藤 誠君） 高齢介護課長 三宅正美君。

○健康福祉部高齢介護課長（三宅正美君） お答えさせていただきます。

介護予防教室の開催状況につきましては、令和4年10月末現在で、出前型と募集型で52回、延べ1,004人の方の受講をいただいております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

52回、大変このコロナ禍の中で多く実施していただいているなあ、ありがたいなあと思います。このようにニーズが高いということは、やはり市民の皆さんも健康への関心や元気に過ごしていきたいという願いの表れでもあると思います。この介護予防でデジタルのよさが伝わる工夫をしていくことで、高齢者の方のデジタルディバイドの課題解決にもつながるよ

うに思いますので、前向きにお願いをしたいなあとします。

先日、用事があって窓口にお伺いしたときに、ぜひ皆さんに見ていただきたいと思って大きくコピーをしてきました。はなみずき新聞といって、海津明誠高校の生活福祉科の介護コースの皆さんが作ってくださっている新聞だそうです。大変お恥ずかしいことに、窓口にお伺いするまで存じ上げずに、こんなにすてきな新聞を地域のために作ってくださっているんだなあと、思って大変うれしく思いました。

高校との今後の地域連携にもなるとしますので、ぜひSNS等を用いて皆さんに幅広くお届けしていただきたいなあと、思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 高齢介護課長 三宅正美君。

○健康福祉部高齢介護課長（三宅正美君） お答えをさせていただきます。

はなみずき新聞を市のSNSで紹介することにつきましては、海津明誠高等学校と協議を行い、実施する方向で進めたいと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

本市唯一の高校でもある海津明誠高校の皆さんが作られたこのような新聞は、市民の皆さんも大変新鮮な気持ちで読んでいただけたらと思いますので、ぜひ前向きに継続していただきたいなあとします。

さらに、このはなみずき新聞には運動の紹介もございました。今後、オンライン教室も試験的に実施していくということですので、ぜひオンライン教室のほうも海津明誠高校さんとの連携を視野に入れていただきたいなあと、思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 高齢介護課長 三宅正美君。

○健康福祉部高齢介護課長（三宅正美君） お答えさせていただきます。

はなみずき新聞で、海津明誠高校の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、前向きに検討させていただきたいなあと、思いますので、よろしくお願いします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

成人年齢の引下げ等によって、高校のほうでも主権者教育に力を入れておられることだと思います。デジタル化によって新しいコミュニティが生まれることにもなりますし、生徒の皆さんにとっても、地域貢献を実感として感じていただけるよい機会にもなるとしますので、ぜひ前向きにこちらもお願いしたいなあとします。

4 つ目のマイナンバーカードのセキュリティーについて、ホームページや市報への掲載、

またリーフレットの配布など大変丁寧に周知していただいているとの御答弁をいただきました。しかしながら、いずれの方法も市民の方が見に行かないと情報を得ることができません。市の公式SNSやプッシュ型で情報を届けていただけると、より多くの方に確実に正確な情報をお届けできると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） マイナンバーカードの取得もまだまだ伸び悩んでおりますので、こちらの情報提供も含めまして、安全性についてプッシュ型と言われるメールとかLINEとかで周知はさせていただきたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

総務省ですとかデジタル庁のホームページを見ると、とても有効な情報、そして安全性を大変丁寧に説明していただいているんですけども、なかなかふだんの生活の中でそういった総務省やデジタル庁のホームページを見に行くということは、市民の皆さんはあまりないんじゃないかなと思います。ぜひ一番身近な市のホームページに、例えばリンクを貼っていただいて、総務省のホームページへのリンク、デジタル庁のホームページへのリンク、その中から市民の皆さんが自分が欲しい情報を選ぶような選択肢を増やしていただくことが一番いいのかなあと、改めて市のほうで一から作り直す必要は特になく、入り口さえ身近にいただければいいのかなあとしますので、ぜひその辺りを工夫していただけるとありがたいです。

私は、DX推進計画というものは、行政がどのように市民生活の利便性を上げていくかというものを表し、皆さんにお伝えしていくものであると思っています。しかし、私たち市民にとっては、どんな計画ができたかということよりも、どういう目的でどういう経過を経て、どういうことを目的にしているか、また生活がどんなふうに変わっていくのかということが興味がある、そして関心が高いと思っています。

なので、そういったどういうふうに変わっていくんだよということを具体的に伝えていくということが大変重要であると思っています。一つ一つのプロセスを大切に、みんなに優しいデジタル化を推進していただきたいと強く思い、今回は自治体DXではなく、みんなに優しいデジタル化ということで言葉を選ばせていただきました。

先ほど紹介をした智頭町役場の職員の方が、自分たちの地域は自分たちで守るんだという気質と、1時間に1本から2本のバスで買物や通院に困っているお年寄りや車がない方など、みんなの交通手段を支えていく方法をマッチするところを行政としてプロデュースしていく必要があるというようなことを紹介VTRの中でおっしゃっていました。私は、本市

の職員の方にも市民生活を自分たちがより豊かにしていくプロデュースをしているんだという思いを持っていただきたいなあとと思っています。

また、市役所の職員の方が元気じゃなければ、市全体が元気になっていくはずはないと思っています。そのためにもまちづくりの要である市役所の業務最適化にしっかり予算をかけていただいて、職員の方の業務量にも心にもゆとりのある状態をつくり、デジタルとリアルを融合させた一人ひとりの幸せを実現できる地域を目指していただきたいをお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで古川理沙君の質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

（午後2時12分）

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

◇ 浅 井 まゆみ 君

○議長（伊藤 誠君） 9番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔9番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目、1型糖尿病の幼児、児童・生徒への対応について、質問相手は教育長でございます。

1型糖尿病は、血糖中の糖分をコントロールするインスリンが分泌されない病気です。生活習慣が原因の2型とは異なり、子どもに多いのが特徴で、血糖値の上昇を抑えるため、食前などにインスリン注射を打つ必要があります。

また、24時間血糖値を測定しなければならず、夜中であっても低血糖のときは何かを食べさせ、補食と言いますが、高血糖のときにはインスリン注射をしなければならず、多くの親御さんは慢性的な寝不足になっているとのこと。まだ自分でインスリン注射をすることができないお子さんは、親御さんが毎日、こども園や学校へ行き、給食を食べる前にインスリン注射を打ちに行かなければなりません。せめて子どもがこども園や学校へ行っている少しの間だけでも休みたいと思っても、毎日必ずインスリンを打ちに行かなければならず、仕事をしたいと思っても難しい、親御さんにとって大変御負担になっています。せめて子どもが自分でインスリンを打てるようになるまで、こども園や学校で対応していただけると本当

に助かるのではないのでしょうか。

本市では、日常的に、たんの吸引、胃ろう等の医療的ケアの必要な児童・生徒に、医療的ケアと生活介助を行う看護介助員を配置し、学校生活における支援を行っていくと伺いましたが、残念なことに1型糖尿病のインスリン注射については、医療的ケアにおける特定行為に当てはまらず、同様の支援を受けることができません。

そこで、1型糖尿病の幼児、児童・生徒に対し、自分でインスリン注射を打てるようになるまで看護師等を派遣するなど、市独自で保護者の負担を軽減する仕組みづくりができないのでしょうか、教育長の御見解を伺います。

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の1型糖尿病の児童・生徒への対応についての御質問にお答えします。

1型糖尿病について、来年度、小学校へ入学される児童の中に患っている子どもがいるということを把握しております。既に保護者の方から、入学後の対応についての相談を受けております。

議員仰せのとおり、1型糖尿病を患っている児童・生徒は、学校生活の中で毎日インスリン注射を打つ必要があります。また、決められた時間に血糖値を測り、数値によってインスリンの注射の量を調整しなくてはなりません。自分でインスリン注射を打つことができない低学年において、保護者が毎日学校に来て注射を打たなくてはならず、保護者の大きな負担になっております。

子どもたちが安全に安心して学校生活を送ることができるよう、合理的配慮をしていくことが必要です。本市といたしましては、該当する学校に令和5年4月から看護師資格を持った学級支援員を配置し、インスリンの注射を支援員が打つことによって保護者負担の軽減を図ってまいります。

また、学校においては、通常の学校生活での配慮や緊急時の対応の仕方についての研修を行い、万全の態勢で迎えることができるよう準備を進めてまいります。

以上、浅井まゆみ議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

この質問をするきっかけになったのは、ある御家族からの御相談でした。そのお子さんは

1年ぐらい前に突然この病気を発症されまして、本当にこの困難な状況を受け入れるのに大変な状況だったとお伺いいたしております。ただいま学校への看護師資格を持った学級支援員を配置してくださるということで、本当にありがとうございます。これで御両親も安心してくださるのではないかと思います。大変にありがとうございました。

それで、緊急時における研修等を行って万全の態勢を取ってくださるということです。学校生活に対しては、周囲のサポートが本当に大切かと思います。看護師さんがついてくださるので本当に安心だと思いますが、担任の先生や保健の先生、それから栄養教諭の連携が必要でしょう。また、低血糖のときの対応法などは身近な方に知っておいてもらうことが大切かと思います。

周りの子どもたちに対しても、このことを理解してもらうことが本当に大切だと思います。担任の先生、そして医療スタッフの方、周りの子どもたちも協力してもらって、ぜひともサポートチームのようなものをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 今、議員さんがお話をされたとおりなんです、現在学校のほうには、この1型糖尿病のお子さんだけではなくて、食物アレルギーですとか、あるいは持病で心疾患を持った方とか、いろんなお子さんがいらっしゃいます。そういった子どもたちが誰でもが本当に安心して学校生活が送れるようにしなくちゃいけないということで、現在、学校には学校保健安全委員会、あるいは食物アレルギー対応委員会というのが組織されております。

先ほどの1型糖尿病のお子さんに関わっても、この学校保健安全委員会という組織が現にありますので、その中には校長、教頭、教務ですとか、それから養護教諭、保健主事、給食主任、それから学校医、薬剤師、こういった方々で構成されておるものですから、柔軟に1型糖尿病のお子さんに関わっても、この委員会を開いて方針をきちっと明確にした上で、保護者と共に担任、養護教諭、それから看護の支援員、そういった方々の動きも確認し、学級の子どもたちへの指導についても共通理解をしながら、全学校を挙げて、このお子さんの安心・安全を守っていききたいなと、そんなふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） 大変心強い答弁、ありがとうございます。ぜひともしっかり対応をよろしくお願いいたします。

それで、小学校での看護師さん配置ということですが、現在、認定こども園に通っていらっしゃいますので、こども園でのサポート体制はどのようになっているのでしょうか。

また、現在、保育士さんが対応していただいているかと思いますが、保育士さんも大変か

と思います。何かあったらお母さんも何度も呼び出させるということです。この認定こども園での看護師さんの配置も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 議員御質問の1型糖尿病の園児の対応につきまして御答弁をさせていただきますと思います。

公立認定こども園は、今、1型糖尿病のお子様をお預かりさせていただいております。受入れの際に当たりまして、公立の3園の保育士全員に対しまして、園児の病気を理解するための実は勉強会を開催するなど、適切な支援が行える体制の取組を行わせていただいております。

また、医療の専門的な事柄につきましては、こまの認定こども園に病児・病後児の看護師がお見えになられます。その方に保育士からの相談窓口ということで対応をいただいておりますし、また月1回ではございますけれども、全ての園に看護師が訪問いただけるということも行っておりますので、そういったことで対応をさせていただいております。

議員仰せのお子様につきましては、実は保護者に御理解をいただいております、容体が急変する場合など、御家族に御連絡をして園に迎えに来ていただくような体制を今実際は取らせていただいております。

このことから、本市におきましても、医療行為ができる専門の職員を雇用までは現在至ってはおりませんけれども、今後新たな医療ケアが必要なお子様が入園を希望される場合につきましては、状況によっては保育士で対応できない場合がございますので、そういった場合には医療行為ができる専門の職員の雇用についても必要だということは認識をさせていただいております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

今、こまの認定こども園の看護師さんにおいて対応してくださっているということですが、今後入園される子どもさんでの対応ではなくて、今現在困っていらっしゃる中で、ぜひとも来年からでも、補正を組んでも看護師の配置をお願いしたいと思います。もちろん予算確保だけでなく、人材の確保という点からも厳しいかもしれませんが、県や国へも要望していただくなどして、御検討をよろしくお願いいたします。

今回、お一人の御相談だったわけですが、実際にはもう一方、認定こども園に通っていらっしゃるお子さんもお見えになるとお聞きいたしました。どんなお子さんにも、ほかのお子さんと同じように保育・教育を受けられる体制は大切です。そして、周りの子どもたちにとっても、こういったお子さんを通して思いやりの心や優しい心を育む教育としてとい

う点において大変よい環境ではないかと考えます。

今後も、保護者の方、まずは担当医、管理栄養士、その他の医療スタッフと相談しながら、食事や運動についてしっかり話し合っただき、サポート体制を整えていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

では、2点目の質問に移ります。

I C T化における子どもの目の健康予防について、質問相手は教育長でございます。

近年、子どもたちの視力低下や緑内障の発症などが増加傾向にあることが心配され、スマホやタブレットの長時間使用の影響を懸念しているとの声を聞きます。

昨年7月28日、2020年度の学校保健統計調査が発表され、裸眼視力が1.0未満の小・中学生の割合が、過去最高値であった2019年度をさらに更新したとのことです。裸眼視力が1.0未満の小学生の割合は37.52%で前年度を3ポイント近く上回り、中学生は0.82ポイント増の58.29%、割合は学年が上がるごとに増え、小1で4人に1人だったのが、小6では約半数になりました。

官房幹部は、デジタル機器が子どもたちの周りに当たり前にあるようになり、ここ最近はずっと視力の低下傾向が続いていると心配しています。新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響でオンライン学習が増え、パソコンやタブレット端末、また私生活ではスマホ利用が増えていることが要因の一つと考えられるといいます。

子どもの視力が低下している背景には、生活環境の変化が大きいと言われており、例えば放課後に外遊びをする機会が減ったこと、テレビやゲーム、スマホ、タブレットの利用時間が増えたこと、寝る時間が遅くなったことなどが大きいとの意見もあります。

そうした中、文部科学省において昨年4月19日、眼科医等の専門家と学校関係者を招き、子どもたちの目の健康等に関する今後の対応について意見交換を行う懇談会が開催されました。懇談会の冒頭、当時の萩生田文部科学大臣は、令和3年度、全国の学校で9,000人規模の大規模な近視についての調査を初めて行うことに触れ、子どもの視力低下は以前よりその傾向が見られるものの、学校のI C T化により一層悪くならないよう、最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考える。本日の懇談や、この調査結果を踏まえながら、子どもたちの健康のため、新たな知見が得られれば、速やかに学校関係者にお伝えしたいと話されました。

文部科学省は、児童・生徒の近視の実態を把握するための調査事業を行い、今年度中に公表を予定しています。そして、平成26年度に、学校においてI C Tを活用した教育を実施する上で健康面での留意事項をまとめた「児童生徒の健康に留意してI C Tを活用するためのガイドブック」の改訂版が本年3月に出たところです。

そこで、教育長に伺います。児童・生徒の目の健康についての御認識と今後の取組につい

て、お聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 浅井まゆみ議員の２点目のＩＣＴ化における子どもの目の健康予防についての御質問にお答えします。

学校では、授業などでタブレットを使用する場合には、児童・生徒の目の健康のため、文部科学省が示す「児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック」に基づき、環境面での配慮や児童・生徒への指導をしております。

環境面での配慮としましては、タブレットを使用するときに必ず照明をつけるなど、できる限り室内を明るくするようにしております。

児童・生徒に対しては、正しい姿勢を保ち、画面に近づき過ぎないようにすること、それから30分に１度は遠くの景色を見たりして目を休ませるようにすることなど、指導を行っておるところでございます。こうした対策を講じることで、学校生活においては健康面への影響は生じないと考えております。

児童・生徒の目の健康が懸念されているのは、むしろ家庭でのスマートフォンなどのＩＣＴ機器の使用時間が長いことにあります。今年度９月に市内の小・中学生を対象に実施した情報モラル調査によりますと、ホームページを見たり、メールやチャット、ＳＮＳ、オンラインゲームをしたりするために、平日に３時間以上スマートフォンを使う児童・生徒の割合は、小学校の高学年で9.9%、中学生で24.7%という結果でした。

議員御指摘のとおり、子どもの視力の低下や若年性の緑内障の発症の増加については、家庭でのスマートフォンやタブレットなどの長時間使用が大きな原因の一つと考えております。児童・生徒の目の健康を守るためには、家庭におけるＩＣＴ機器の利用時間の短縮が必要です。そのためには、児童・生徒の健康意識の醸成とともに、保護者の協力が必要不可欠です。

本市におきましては、市内各小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の代表によるスクールサミットを開催し、ＩＣＴ機器の使い方についての話し合いをしており、話し合った内容を基に各学校においてノーメディアデーの設定やＩＣＴ機器の夜10時以降の使用を禁止するなどの各学校、児童・生徒の発達段階に応じた取組を行っております。

また、保護者への啓発といたしましては、各学校の家庭教育学級において、情報モラルとともに児童・生徒の目の健康についても十分留意していただくよう働きかけております。

今後、さらにＩＣＴ機器の使用が体に与える影響を児童・生徒や保護者に周知しながら、学校だけでなく、本人、保護者と協力して、目の健康はもとより、児童・生徒が心身ともに健康に過ごせるよう必要な対応を行ってまいります。

以上、浅井まゆみ議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問はございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

平日に3時間以上、ゲームやタブレットを見ているという子どもたちが大変多いということとでびっくりいたしました。しかしながら、子どもたちもスクールサミットとかを開催していろんな話し合いをしながら、ノーメディアデーや10時以降の使用禁止などを行っていただいているということでございます。また、保護者の方にもしっかり啓発を行っていただいているということでございまして、大変にありがとうございます。今後もよろしく願います。

しかしながら、この30年ほどでスマホ、パソコンやゲームが普及いたしまして、各世帯でスマホ保有率が83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透し、かつてないほど近くを見る生活になっています。目の進化は時代の変化に追いついていないと言われています。

近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれが指摘されています。まず考えられるのは、視野が狭まる緑内障や網膜剥離などの目の病気のリスクです。緑内障は、目の奥の視神経が傷つくことで視野が失われ、最悪の場合、失明に至る病気です。近視は、多くの場合、目の長さ、眼軸が伸びて起きると言われています。これまで緑内障は、眼球の中の圧力、眼圧が高くなって視神経が傷つくのが原因とされてきましたが、眼軸が伸びることで視神経にダメージを受け、緑内障を発症するリスクにつながっているということです。

最近の研究では、強度の近視による発症リスクは、緑内障が3.3倍、水晶体が濁る白内障が5.5倍、網膜が剥がれて視野が欠けたりする網膜剥離が21.5倍とされています。さらに、近視などによる視力の低下が、目と直接には関係がなさそうな様々な病気と関係しているという研究も報告されているようです。

現在、文部科学省のホームページに、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されています。先ほど答弁の中にもありましたが、児童用、生徒用として、それぞれタブレットを使うときの5つの約束とともに、保護者向けに御家庭で気をつけていただきたいことが明示されています。

このような情報の活用と併せて、児童・生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無や、その程度など、心身の状態についての状況把握を行いまして、児童・生徒と保護者が各家庭で健康管理ができるよう、今後も情報発信、啓発をお願い申し上げます。

以上で、この質問を終わります。

次に３点目、男性用トイレにサニタリーボックスの設置について、質問相手は市長でございます。

国立がん研究センターの統計によりますと、2018年に男性特有の臓器である前立腺がんの患者は９万2,000人、膀胱がんの男性患者は１万7,500人以上に上るそうです。そして、手術の影響で頻尿や尿漏れの症状が起こるため、パッドを利用する患者の方は少なくないそうです。そのほかにも、高齢になり排尿のコントロールが難しくなり、パッドを使う人もいるということです。

男性トイレのサニタリーボックス設置に関するアンケート調査では、パッドやおむつなどを使用している人で、約７割の方がトイレにサニタリーボックスがなくて困った経験があると答えています。

また、ある報道の中で、テレビなどで活躍されているタレントの小倉智昭さんが、このように話をされました。「膀胱がんになり、手術をした後、どうしても尿失禁の症状があるので尿取りパッドが欠かせず、しかしパッドはすぐに重くなってしまう。生活の質を落とさないために、様々な活動に参加し、外出しても、男性トイレにサニタリーボックスはなく、パッドは捨てられないし、狭い個室に大量のパッドを置く場所すらない。みじめな思いや周囲への申し訳なさを感じている中、自分が発信しなきゃ駄目だと、お世話になっているゴルフ場に全部置いてもらった」とのことでありました。

このようなデリケートな問題は、なかなか声を発しにくいのではないかと思います、質問させていただきます。

本市において、市役所内には男性用トイレにサニタリーボックスは設置済みと伺いましたが、他の公共施設の現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の３点目の男性用トイレへのサニタリーボックスの設置についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、近年、前立腺がんや膀胱がんなどの影響により排尿のコントロールが困難となり、尿漏れパッドを着用されている方が増加していると認識しております。これまでも、市役所本庁舎の一部の男性用トイレにはサニタリーボックスを設置しておりましたが、その他には設置しておりませんでした。

このため、議員の御質問の趣旨を踏まえ、学校等を除く市及び指定管理者が管理運営する全34施設について、全ての男性用トイレに速やかに設置するよう指示し、先月末までに設置

を完了したところであります。

あわせて、サニタリーボックスを必要とする方が安心して利用できるよう、またサニタリーボックスを必要とする方がいることへの理解促進につなげるため、男性用トイレの入り口付近にサニタリーボックスを設置している旨の表示も行ったところでございます。

今後も、がんを患われた方や高齢者など、全ての方が快適に施設を利用できるよう、施設の管理者として適切、かつきめ細やかな管理運営に取り組んでまいります。

以上、浅井まゆみ議員の3点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

早速の設置、大変にありがとうございます。これで当事者の方も安心して外出できるのではないかと思います。

ただ、庁舎内の男性トイレのサニタリーボックスを拝見させていただきましたが、女性用と同じものでした。これはちょっと小さいのではないかと思います。今後、利用状況も鑑みていただきながら、もう少し大きいものがよいかと思います。そこら辺、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） サニタリーボックスが少し小さいのではないかと御質問に対してお答えいたします。

サニタリーボックスについては、議員の御質問の趣旨を踏まえ、今回、男性用トイレ全てに尿取りパッドが入るほどの大きさのものを設置させていただきました。

また、試験的に、利用者が多いことが想定される市役所東館1階・2階の車椅子でそのまま入れる「だれでもトイレ」と表示されたところには、大人用のおむつが入る大きめのものを設置しております。

今後につきましては、試験的に設置しました市役所庁舎東館1階・2階の利用状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

多目的トイレのほうには、既に大きいものを設置していただいたということでございます。ありがとうございます。今後また利用状況を見ていただきながら、必要と思えば、また大きいものに変えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

尿漏れパッドやおむつを使用する人は増え続けています。今後、民間企業や商業施設と連携しながら、男性トイレへの配備をさらに進めていただきたいと思います。

サニタリーボックスの設置は、赤ちゃんのおむつ替えをするお父さんやLGBTなど性的少数者への配慮にもつながります。今後、さらなる設置推進に加え、当事者の立場に立つ意識をより多くの人が持てるように機運を高めてほしいと期待しております。

これからも誰もが安心して外出できる環境づくりをお願い申し上げまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで浅井まゆみ君の質問を終わります。

◇ 片 野 治 樹 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、2番 片野治樹君の質問を許可します。

片野治樹君。

〔2番 片野治樹君 質問席へ〕

○2番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

質問相手は市長であります。

1. 農地の有効利用について。

全国各地で荒廃農地が年々増加傾向にあり、その発生原因は、全ての農業地域で高齢化、労働不足が最も多く、次いで土地持ち非農家の増加、農地の受け手がない、農作物価格の低迷と収益の上がる作物がないなどが上げられております。

また、本市において農業経営体の数は、2015年に797あったものが、2020年には521と大幅に減少しております。基幹的農業従事者（個人経営体）の平均年齢は、2015年に66.8歳であったものが、2020年には67.9歳と高齢化の一途をたどっております。実際には、70代、80代の農業従事者の方も多く、耕作が困難になりつつあり、維持管理や今後の耕作への不安の声をお聞きすることが多くあります。

このように、耕作が困難になった場合、農地中間管理機構が受け手と出し手のマッチングを行います。全ての農地がうまくマッチングできるとも限らず、またマッチングが成立するまでの管理は原則所有者が行うこととなっているため、仮に依頼をしても先の見えない状態で農地の管理をしなくてはならず、不安を解消できる対策とは言い難い一面もあります。

さらに、荒廃農地は周辺の適正に管理されている農地にも悪影響を及ぼし、荒れ果ててしまった農地を元の状態に戻すには多額の費用を要することになります。

また、費用面だけではなく、荒れた土地は景観を損ない、鳥獣害被害も拡大させる可能性があることから、できるだけ早い段階で対応していくことが大切です。

しかし、農業はネガティブな話ばかりではありません。農業を観光資源と捉え、景観作物による交流人口の増加につなげたり、こだわりの農産物を地域ブランド化したり、農家が民宿やレストランを経営するなど、農業による地域活性化に成功した事例は多く報告されています。

その重要な鍵を握るのが6次産業化や、企業や自治体との連携であると考えます。そして、さらには循環型農業に取り組み、環境保全や地域活性化、農業従事者の手間やコストの削減につなげ、持続可能な農業の実現に向け、スタートを切っている先進地域も多く見受けられます。

農業は本市の特色の一つであり、地域活性化の視点からも農業生産基盤の脆弱化は解決すべき重要な問題であると考えます。令和2年度に実施された市民意識調査のうち、「農林業に関して、今後どのようなことに力を入れる必要があると思いますか」という問いに対し、「農業後継者の育成・確保」の割合が54.9%と最も高く、次いで「付加価値の高い農産物の生産」「耕作放棄地の解消」となっており、平成27年度に実施された調査結果と比較すると、大きな変化が見られません。これは、平成27年度に明確になった課題に対して、有効な手だてが打てなかったという結果でもあると思います。

何もせずに手をこまねいているだけでは、全国的に社会問題となっている空き家対策同様、次は農地が同じ状況になり、管理が行き届かない土地が広がり、荒廃した土地が広がり、さらに耕作放棄地の問題を複雑化させる可能性があります。今、手だてを打てば、明るい未来にしていけることが可能であると考えます。ピンチはチャンスと捉え、本市の農業の未来を明るいものにするため、広い視野を持って将来を見据えた具体的な手だてを検討していくことが必要かと思います。

そこで、お伺いします。

1. 農業従事者の高齢化に伴い、後継者不足による耕作困難な方々、土地持ち非農家が増加しております。中長期的な農地利用計画が必要かと思います。今後の農地利用についてどのような調査を行っておみえですか。

2. 荒廃農地の対策として、令和3年度、遊休農地再生事業費補助金が創設されましたが、施策後の利用状況をお聞かせください。

3. 農地の集積により、新規就農者の確保、担い手の規模拡大や農地利用の集約化による生産コストの大幅削減が期待されます。農地中間管理機構を通じてマッチングした農地の集積状況を田・畑についてそれぞれお聞かせください。また、今後の農地集積、集約についてどのようなお考えか、お聞かせください。

4. 全国的に農作業中の作業事故が増加しております。高齢従事者の負担軽減のため、作業委託先のマッチング、後継者がいない農家への事業継承のマッチングなどのサポートのお

考えはありますか。また、担い手不足解消のため、スマート農業などの作業効率向上の取組のお考えはありますか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 片野治樹議員の農地の有効利用についての御質問にお答えします。

1つ目の農地利用に関する調査につきまして、本市では毎年、農業委員による農地利用状況調査を実施し、市内全ての農地の利用状況を確認するとともに、遊休農地の判定を行っております。そして、遊休農地と判定した農地については、その所有者に対して、営農組織等の担い手に、その農地の管理を委託するかどうかを確認する意向調査を併せて行っております。こうした調査を通じて、農地の管理の委託を希望する方には、公的機関である農地中間管理機構を紹介するなど、遊休農地の発生防止と解消に取り組んでおります。

また、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く課題の解決を目的として、本市では平成24年度に、地域で中心的な担い手になることが見込まれる営農組織等の情報、そして農地の集積・集約に関する情報を記した「人・農地プラン」を作成し、これまで農地所有者と担い手のマッチングを支援してまいりました。

この人・農地プランは、さらなる農地の集積を進めるため、農業経営基盤強化促進法の改正により、法律に基づく「地域計画」として内容の充実を図ることとなったところであります。

この地域計画では、先ほど答弁いたしました農業委員による農地の意向調査の結果や、人・農地プランの担い手の情報などを地図上に集約して示し、見える化することで、担い手への農地の集約状況が一目で分かるようになります。

地域計画は令和6年度末までに策定することとされておりますが、本市では既に、人・農地プランの作成時から集積状況を示した地図の作製に取り組んでおります。今後、さらに精度を高め、実現を目指す農地利用の将来像を明確化することで、農地の集積を一層進めてまいります。

2つ目の遊休農地再生事業費補助金の利用状況につきまして、この補助制度は、議員御承知のとおり、遊休農地の解消に要する経費の一部を補助するもので、今年度新規事業として創設し、農業委員会や地域の農事改良組合の会合の場などにおきまして説明するなど、周知を図ってきたところでございます。また、遊休農地に関する窓口相談の際にも紹介をしておりますが、現在のところ補助金の活用には至っておりません。

今後は、これまでの取組に加え、制度の活用について市報やホームページ、SNS等によ

り一層PRするとともに、活用しやすい制度となるよう見直しを図ってまいります。

3つ目の農地の集積状況と4つ目のマッチングを通じた今後の農地の集積につきまして、市内の農地の集積率は79.9%となっており、用途別に見ると、田の集積率は92.5%、畑は15.2%となっております。このうち、農地中間管理機構を通じた集積率は農地全体で56.7%、田が69.6%、畑が1.1%となっております。今後は、地域計画に基づく取組を着実に進めることで、さらに集積率を高めてまいります。

なお、畑については田と比べて1筆の面積が小さく、作業効率と収益率が低いことが集積の進まない最大の要因となっております。

こうした中、市内では、キャベツなどの高収益作物や麦・大豆を畑に作付して、収益性を高めることで農地の集積につなげる取組が始まっております。このような好事例を様々な担い手に紹介・提案することで、畑の担い手への集積を促進してまいります。

また、農地の維持管理が困難になった方には、引き続き、農地中間管理事業を紹介するとともに担い手の情報を提供して、農作業の委託や事業継承のマッチングが進むよう支援してまいります。

4つ目のスマート農業による作業効率向上の取組につきまして、スマート農業の普及は、農作業の省力化により労力を軽減することができ、担い手不足対策として有効であることから、地域計画による農地の集積を進める上で重要な取組であると認識しております。今後も、国や県の補助事業を活用し、スマート農業を推進してまいります。

また、市といたしましても、市独自の補助制度を創設し、国や県の補助事業の対象とならない小規模な農地へのスマート農業機器の導入を支援し、担い手の作業効率向上が図られるよう取り組んでまいります。

以上、片野治樹議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） 御答弁ありがとうございました。

まず最初に、農地の集積状況について再質問させていただきます。

田んぼの集積率が92.5%という御答弁でございました。本市には農業振興地域でありまして、田んぼについてはゾーニングにより中心経営体への集約もほぼ行われ、他市町と比べても先進的な事例かと思えます。まさに県内有数の農業先進地、海津であると考えます。

農地中間管理機構を通じての集積率は69.6%のお答えでした。私の地域でも10年ほど前に、田の管理は農地中間管理機構を通じて営農組合に委託してはどうかという説明会が行われましたが、説明がうまく伝わらず、集積が伸びなかったとお聞きしております。

人・農地プランの策定において、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約に取り組むと、市や各地域の利用についてのメリットがございます。農地中間管理機構の活用率、地域の団地面積の割合によって増減があるものと聞いております。

本市における遊休農地は現在、田が139筆で59ヘクタール、畑が82筆で41ヘクタール、合計221筆の10ヘクタールとなっております。本市の耕地面積3,670ヘクタールのうちの10ヘクタールは、割合としては0.3%と低いですが、10ヘクタールというのは広大な面積だと思います。これらの地権者の方々は管理にお困りになり、どうしていいかわからず、このまま耕作できず遊休農地になっているのだと思います。

そこで、お尋ねします。このような地権者の方々は、農地中間管理機構へどれほどの面積を出し手として登録してございますか。情報提供をしていらっしゃるか、具体的な数字をお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） 片野議員の仰せのとおり、市内の遊休農地は令和3年度末までで10ヘクタールございます。遊休農地10ヘクタールのうち、農業委員会による意向調査によりまして農地中間管理機構に農地を預ける意向のある面積は約4.8ヘクタールでございます。その内容につきましては、農地中間管理機構に情報提供をさせていただいております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） ありがとうございました。

遊休農地の最近の推移を見せていただいたんですが、令和元年度は合計で、海津市内、412筆で22ヘクタールございました。それが2年間でおよそ半分になっております。これは、遊休農地が解消できたのか、もしくはもう耕作ができないくらい荒廃してしまった土地は遊休農地と認められないという情報もいただきました。

今後、遊休農地としてまだ再生が可能なうちに、ぜひ農地中間管理機構を通じてマッチングがうまくいきまして、また農地として活用できるよう、市のほうも情報提供をよろしくお願いいたします。

こういった遊休農地の取組をしてみえる事例が近隣市町にございまして、ちょっと紹介させていただきます。

本業は建設解体業を営んでいる事業所なんですが、地元の遊休農地の増加を鑑みまして、何とかしなくてはと農業部門を立ち上げられ、遊休農地の管理の取組をしてみえます。農地の管理にお困りの方は御連絡ください、遊休農地の管理はお任せくださいなど、SNSを活用し、発信しておられます。

本市の営農組織も、遊休農地に取り組んでみえる組織がございます。先ほども御紹介がございましたが、農事組合法人の皆さんが畑でキャベツやら麦やらを作っておみえになります。農事組合法人のでらさんでは、畑の耕作に困られた方の農地に、田んぼ同様、麦・大豆を栽培し、景観植物のヒマワリなども育て、地元の農地を保守管理しております。ほかにも平原営農さんやら勝賀営農さんも畑の耕作に困った方の一助になればと、そういう活動もしております。

しかし、私も農事組合法人のオペレーターとして活動はしておるんですが、どの農事組合法人さんもオペレーターの皆さんの高齢化に伴い、今後担い手を確保することが難航しているという状況が続いております。

農業従事者が減少にある本市においても、地域のことを丸ごと自分ごととして捉え、この農地を何とかしなくてはいけないという熱い思いのある効率かつ安定的な経営体の育成、確保が必要ではないでしょうか。各地域の中心経営体となり、今後も持続的に農地を管理していただける経営体の確保についてはどのようなお考えがございますか、お聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

中心経営体の育成・確保策ということにつきましては、2点検討をしてございます。

1つ目としましては、営農組織に持続的に管理をしていただくには、先ほどの市長の答弁にもありましたように、作業の労力の軽減ですとか収益を上げることなどが重要であると考えております。そのため、スマート農業技術を活用して持続可能な組織となるように補助制度を創設して、営農組織を支援していきたいと考えております。

もう一つは、若い世代が営農組織の中で活躍していただくには、やはり所得の増といえますか、所得アップにつながるようなことについても重要な要素となると考えております。第2次総合計画後期基本計画の「海津イレブン」にも位置づけておりますが、稼げる農業の推進につきましても引き続き調査・研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） ありがとうございました。

先日、まだ2日前の新聞なんですが、こんな記事が載っていました。2021年度に実際に49歳以下で農業に雇用されたという方が過去最多になったという情報でございます。今、農業をやりたいんですが、こんな御時世ですといえますか、自分で新規で始めるにはちょっと不安だという声はあるんです。でも、農業をやりたいという方は過去最多なんです。

本市におきましても、農業振興地域内農地がございます。こういった農地も余っておるわけですが、新たなこういう経営体の方とかが進出いただきますと、もっと元気あふれる農

業のまちになると思いますので、こういった新たな経営体の確保に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、遊休農地再生事業費補助金のお話に戻させていただきます。

現状においては、まだ活用がないという御答弁でございましたが、この事業は市が4分の1の支出金の補助事業と認識しております。この対象が、遊休農地でも1号農地が対象になると思います。1号農地というのは荒廃農地になる手前の農地でありまして、まだ再生が可能な農地だと認識しております。この補助金を活用いただきまして、荒廃して、もう元に戻せない状況にならないように、できるだけ市民の皆様におつなぎいただきまして活用いただきたいと思います。

この補助金は、一応、県のほうとしましては終期を令和7年度に設定しております。ぜひそれまでに少しでも多くの補助金が活用できる時期に活用できるよう、周知をよろしくお願いいたします。

すみません、次の質問に移させていただきます。

答弁の中に、人・農地プランという言葉が出てきました。人・農地プランについてお尋ねします。

人・農地プランは、農林水産省が推奨する施策でございます。行政、農業委員、農協、地域の中心経営体、各地域の関係者で、5年、10年後の農地活用について話し合い、農地の未来地図を作製しようという施策だと認識しております。

本市では、平成27年度に人・農地プランを作成され、毎年更新されているとの御答弁でございました。ただ、ほかの市町に比べますと、ホームページへの掲載状況がちょっと少ないかなと思いますので、できるだけその情報公開、よろしくお願いいたします。

近隣市町も、そういう農地所有者、または耕作者へのアンケート調査を基に実施された人・農地プランをホームページに掲載しておられます。その中でも、高齢者の方に後継者は確保できているのか、できていないならその面積はどのくらいあるのか、その後その農地をどなたが引き継いで管理できるかなどといった調査項目も細かく公表されている市町もございます。本市のプランと比べましても、各地区の中心経営体を核とした話し合いがなされ、現状、課題が明確に示されています。後継者の確保できない農地を明確にし、誰かに貸したいという出し手の情報も掲載してあります。

畑の集積率を上げるのは、1筆の面積が小さく、なかなか困難だというお答えをいただきました。本市で、田の人・農地プランはもとより、畑の人・農地プランの実質化が喫緊の課題と考えます。

関係各所にお聞きしたところ、畑における人・農地プランは他の市町もまだ進んでいないそうです。実際、岐阜県内でも人・農地プランに登録されている農地というのは、ほとんど

が田んぼでございます。どこも1筆の面積が小さかったり、耕作が困難な畑が多いので、そういう集積・集約が進んでいないという状況でございます。

もし本市で実質化されたら、県内でも先進的な事例ではないかというお答えをいただきました。まずは畑の地権者の方に今後の御意向を調査することにより、管理にお困りの方、出し手の畑を集積できる可能性もあるかと考えます。集積が可能になれば、新たな利用者、受け手の確保も進むのではないのでしょうか。畑の集積・集約が進めば、営農組織での大型機械での作業も可能になり、遊休農地対策にもつながります。

また、本市にある岐阜県就農支援センターで研修を終えた新規就農者には、1経営体当たり40Rから45Rの農地が必要になります。今後も毎年、支援センターで研修を受けられる方が見えますが、支援センターで研修している間も、農地が見つからず、どこで就農できるかという不安な方もお見えになります。ぜひ本市でそのまま新規就農していただくためには、まずはそういう一定の農地の確保が必要ではないかと思います。

まずこういったところは、畑にお困りの方が見えるのか、誰かに管理してもらいたい、そういう声を私もよくお聞きします。今後は地域計画により内容の充実を図るというお答えでしたが、この計画はまだ国から詳細な説明がございませんが、人・農地プランより細かく、本当に一筆一筆ごとに誰が耕作しているのか、もしも不明なところは不明、保留とかという一筆ごとに全てを把握して情報として公開しなければいけないという法定化されるものでございまして。こういった地図を作ろうと思うと、結構大変だとは思いますが、これがやらなければいけない、こういう取組をすることによって、今後のまたいろんな展開が把握できるかと思っています。

これを令和6年までに策定するということでしたが、今後、こういう策定するに当たりまして、地権者の意向や御意見を把握する調査や座談会などを設けられたらどうかと思うんですが、今後、そのような計画や御予定はございますか。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） いろいろ御提案、ありがとうございます。

私どものほうで地域計画を策定するに当たりまして、実際には来年度、再来年度というところでございまして、今のところ議員仰せのとおり、地域での話し合いというのが大前提になってまいります。その場の過程の中で、必ず地域の中で話し合うということが盛り込んでもありますので、その地域の中でできました課題、そちらを洗い出しまして、例えばアンケートが必要になるかとか、担い手の方の御意向はどうかとか、そういうところを詳細に把握いたしまして、次の地域計画のほうの策定に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2 番（片野治樹君） 御答弁、ありがとうございました。

こういう調査とか、市内でもとある地区の方が、先進的にそういうアンケートを取られた地区があります。夏ぐらいですかね。その調査のアンケートに答えられた方は、うれしそうに僕にお話しされました。困っておるという声が届けられた。その後、出し手、どうしてももらえるかはまだ決まってないですが、多分小さい畑とかはちょっと管理が無理だよというお話になるかも分からないんですが、自分が困っているという声を届けられた、地元の方に。それだけでもうれしかった。ぜひこういう取組は市内全部でやると、みんな困っている人がちょっとほっとするんじゃないかというお声をいただきました。

今後、そういう調査をすることにより、本市の長期的な計画を立てるために、今後、農業振興地域として持続的に農地として保全すべき区域と、農地転用というのはなかなか難しい本市ではございますが、今後、市街地や集落地として開発を容認すべき区域を明確にできる、将来的に農用地区域内の土地を農用地区域から除外を検討する土地の発掘にもなると考えます。ぜひ、こういうアンケートというか意向の調査、よろしくお願いいたします。

今回、この質問に至ったのは、私、園芸店、農業、営農オペレーター、いろいろやっておりますんですが、お会いする方、お買物に見える方、多くの方が農地に困ったというお声を耳にしました。一例ではございますが、80代の男性の方は、以前は畑で生産した野菜をお千代保さんで販売してみえて、お元気に農作業をしてみえました。最近、お元気にされていますかとお聞きしたら、もう年やでやれん。でも、3反ある畑は維持しなあかん。息子もやってくれへんで、トラクターが元気なうちは自分で起こしてやれるけど、トラクターが壊れたら、もうできへんで、一生懸命トラクターを大事にしておるわと言われました。

多くの方が高齢化により畑の耕作が困難になりつつあり、規模を縮小されているのが現状です。また、50代や60代の方は、親が離農し、引き継いだ農地の維持に困惑している方、農地を相続したが、農業の経験がなく、今後どのように維持してよいのか分からないなどの声をお聞きしました。

10年ほど前は、クレール平田にも多くの方が元気に畑で作られた野菜を出荷してみえました。皆さん高齢化により離農され、後継者のいない農地はもう遊休農地になりつつあります。皆さんも通勤途中であつたり道路を走っていると、何か草が多いな、もったいないなという畑がたくさんあると思います。僕も運転しながら、こんないい土地があるのにな、何で草が生えているのかなと本当にもったいないなと思います。

先日、新聞のコラムに、こんな地主さんの声として掲載されていた記事がありますので、紹介させていただきます。

昔は年貢を受け取る側、今は耕作してもらうために金を支払う側。農地を負の遺産として考える世代が増えている。先祖伝来の農地も耕す人を探すのに困る時世であると。売りたいでも買手がつかないと嘆きの声を耳にすると。

本市においても同様な状況ではないかなあと思うんです。農地の管理に悩み、今後どのようにしていくとよいのか悩んでいる方が多く見られると思います。農業についての問題は多々ありますが、農業に関わる全ての方、誰一人残さない農業施策を行っていただきますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） これで片野治樹君の質問を終わります。

ここで3時45分まで休憩といたします。

（午後3時31分）

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時43分）

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（伊藤 誠君） 6番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

〔6番 橋本武夫君 質問席へ〕

○6番（橋本武夫君） では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず、1点目です。男性の育児休業取得について、市長に伺います。

日本の人口減少は、政府の予想を上回るスピードで進行しており、様々な少子化対策が行われているものの、結果が出ているとは言い難い状況です。そのような中で、男性の育児休業取得が少子化対策として注目を集めています。

厚生労働省の調査によれば、第2子以降出産ありの夫婦のうち、1人目が生まれたときに夫が家事・育児に参画した時間がゼロの夫婦の第2子以降の出産が10%だったのに対し、2時間未満が33%、2時間以上4時間未満が59%、4時間以上6時間未満が80%、6時間以上の夫婦では87%と、夫の家事・育児参画時間と第2子以降の出産に相関関係があることが分かっています。第1子出産時に夫の家事・育児参画がないと、孤独な育児が妻のトラウマになって、第2子以降につながらないのです。

さらに言えば、夫の育児休業取得は、妻の命の問題でもあります。産後1年未満の妻の死因第1位は自殺です。産後鬱病は10人に1人が発症すると言われ、軽症であることが多いものの、重症化した場合、子どもへの虐待や自殺などのリスクにつながると言われています。

そのため、母親自身の精神的健康に大きな影響を与えることのみならず、増え続ける児童虐待防止のためにも、抜本的対策として産後鬱予防が重要とされています。産後鬱予防の方法として、まとまった7時間睡眠と日光を浴びて散歩することの2つが有効とされていますが、この2つは夫が育児休業を取得しなければ不可能です。

政府は、少子化対策として、また命の問題として、男性の育児休業取得が重要な課題であるとの認識から、2020年に12.65%だった男性の育児休業取得を2025年には30%にすることを目標にしています。

そこで、本市の男性職員の育児休業取得率ですが、人事行政の運営等の状況について公表されている資料によると、平成30年度に14.2%（1人）であり、直近の3年間、ゼロ%が続いています。早急な改善が望まれるところではありますが、ただ男性職員の育児休業取得だけを進めても、対象者とそれ以外の対立構造をつくるだけであり、全職員を対象にしたワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方改革を行うこと、その中で男性の育児休業が取得できる職場環境を整備することが重要であると思います。

男性新入社員の約8割が子どもが生まれたときには育休を取得したいと考え、女子学生の9割が夫に育児休業を取得してもらいたいと考えている現在、そうした若者の願望がかなえられる地域・職場に若者が集まるのは必然です。市役所の率先した変革が市内企業にも波及することによって、若者が集まる魅力的な海津市が実現できるものと考えます。

市長の男性の育児休業取得についての考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員の1点目の男性の育児休業取得についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、男性が育児休業を取得できる職場環境を整備することは、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため極めて重要な取組であると考えております。

本市では、男性職員による育児休業取得を促進するため、対象となる職員や、その所属長に対し、育児に伴う休暇・休業の制度を説明し、その取得を促してきたところでございますが、本市合併以降の取得者数は、今年度に取得した1名を含め4名にとどまっております。

このため、育児休業の取得が進まない現状を踏まえ、今後、管理職を対象に実施するマネジメント研修において、育児や産休などを含む個人のキャリアを尊重する上司「イクボス」についての理解を深め、そのような内容を追加し、部下や同僚の育児参加に対する管理職の意識改革を図ってまいります。そして、所属全体で業務を分担するなど、対象の職員を応援する体制を整えていくことで、育児休業の取得につなげていきたいと考えております。

さらに、来年度には、若手男性職員向けに「育児と仕事の両立」をテーマとした研修を計画しており、育児休業や部分休業をはじめとする育児参加に向けた柔軟な働き方について研修内容に盛り込む予定でございます。

また、本市の職員数は定数を下回っており、1人当たりの業務量が多くなっていることが育児休業の取得が進まない要因の一つであると認識しており、こうした状況を解消すべく、職員数の確保に取り組んでまいります。

今後も、育児休業を含め、男性職員が育児に参加しやすい職場環境の整備に取り組み、男性も女性も、子どものいる人もいない人も、誰もが働きやすい職場づくりを目指してまいります。

以上、橋本武夫議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） ありがとうございました。

まず最初の質問の部分では、少子化対策、そして命の問題としての男性の育児休業取得について触れさせていただきましたが、そのほかにも男性の育児休業取得については多くのメリットがございます。

まず自治体について言うと、イノベーション人材、つまり新たな計画・政策を企画できる人材、そういったイノベーション人材が創出されること。優秀な若手人材確保の切り札になること。報酬以外でどう形成させるのかが課題とされてきた組織へのエンゲージメント（愛着）とロイヤルティー（忠誠心）が向上すると。逆に育休が取れないというところは、若手、中堅の有望な人材の離職を招いて、長期的な損失となる事態となります。

こういった様々な組織についてのメリットもございますし、もちろん取得者本人、また周りにとっても育休取得がもたらす変化として、まず取得した本人は、時間に対する感覚が変化して、時間当たりの生産性が高い働き方にシフトする。また、周囲の職員、それから部下の成長の機会になる。また、上司のマネジメント力が向上すると。こういった様々なメリットも言われております。

しかしながら、こういった様々なメリットがありながらも、なぜ男性職員の育休取得が進まないのか。そういった理由に関して、まず一般企業についてですけれども、厚生労働省が調査をしております。その中で言われて割合の多かった理由として、男性社員が育休を取得しなかった理由として、業務が繁忙で職場の人手が不足していた。職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった。自分にしかできない仕事や担当している仕事があった。そして、収入を減らしたくなかったと。

このようなものが、男性社員が育休を取得しなかった主な理由として厚生労働省の調査では明らかになっておりますけれども、本市においても多分このような理由が多いのだろうとは推測いたしますけれども、ほかにも何か特別な理由とかがありましたら、担当課からお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 総務部次長 渡辺昌代君。

○総務部次長兼秘書広報課長（渡辺昌代君） お答えいたします。

男性職員に改めて調査をしたわけではないんですが、対象の職員にどうして取らないのというような質問をしたことがありまして、やはり今、議員仰せのとおり、収入が減って家計に響くであるとか、仕事が忙しく職場の人に迷惑がかかるとか、取得しづらい雰囲気があるというようなお答えが多かったです。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） ありがとうございます。

大体、一般の企業と同じようなことを理由にして、男性職員の育児休暇取得が進んでいないということですが、それに対して質問をしたところの市長のお答えが、その中でちょっと気になるのが、研修は管理職にすると。職場全体で応援体制を整えるとは言われるんですけど、具体的に何をするのかちょっとよく分からない。また、業務が忙しいというのも要因であるけれども、それに対して職員数を確保する。ちょっと私は方向性が違うんじゃないのかなあというふうに、申し訳ないですが思います。

収入を減らしたくなかったというものについては、恐らくこれは誤解に基づくものだろうと思うんですけれども、一般企業の場合でも雇用保険によって67%の給付金が出ます。37.3%減るのかというと、当然入ってくるものは少ない代わりに、出ていくものも少ないので、可処分所得の割合としては4%程度の減で収まるというデータも出ております。恐らく海津市の職員さんであっても、見た目の収入減よりも、実質的な収入減というものはそれほどないのかなというふうには想像いたしますが、多少減ることには間違いはないですが、それよりも収入で大きいのは、もしも育休を取らずに奥様がそのまま家庭に入ってしまった場合、正社員であった奥様が家庭に入ってしまうと、子育てが終わってからパート等に出るといっても、生涯年収で2億円ぐらい違うそうです。

いつときの僅かな収入の違いによって、生涯で考えると2億円余りも違うというところも計算していただければ、収入を理由にするというのはちょっといかがなものかなと思うんですが、それ以外の業務が忙しいとか、職場の雰囲気がちょっと悪かったとかというようなこと、それから自分にしかできない仕事を担当していた、このような理由は全て働き方改革によって解決できる問題であるというふうに私は思っております。

その辺り、市長の答弁では管理職研修等々は言われましたけれども、全職員の問題として取られておられるのかなというところが若干気になりました。ワーク・ファミリー・バランスとワーク・ライフ・バランスの違いをちゃんと認識して全職員の問題として考え、男性職員の育休取得アップをちゃんと考えておられるんだろうとは思いますが、その辺り一回、市長、確認をさせてください。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 職員に対しましても、常に私はチームで仕事をするのが大切であるということを話しています。市役所が一つのチームになって、各部が、各課が、各係が一つのチームになって仕事をしていくということの大切さを常に伝えているところでありますが、この休暇・休業の取得についても同じだと思っています。チームとして推進することで、初めて取得率向上につながるというふうに思っているところでございます。育児休業に限らず、ふだんから業務をカバーし合って、そして働きやすい環境をつくっていくということが、何よりも休暇・休業の取得につながるものだと思っておりますので、その点はしっかり職員にもこれを共有して、実現を図っていけるようにしていきたいなと思っております。

そして、職員の確保についても先ほど言及をいたしました。今、職員の数が足りておらず、1人の業務量が多いということが、一番の休暇・休業の取得がいかない理由だと私は思っております。そこはしっかりして市長として改善をしていかなきゃいけないということに思っておりますので、こういった環境づくりは私としても取り組んでまいりたいと思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） 市長の改めてチームでの働き方等についての考えをお聞きして、市長は本気で取り組んでいただけるんだろうなというふうに理解をいたしますが、政府の目標は2025年に30%ということなんですけれども、本市におけるこういった男性の育児休業取得の目標値といったものはあるのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務部次長 渡辺昌代君。

○総務部次長兼秘書広報課長（渡辺昌代君） お答えいたします。

本市では、海津市特定事業主行動計画によって定めております。男性の育児休業取得率は、目標値を10%としております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） 女性の職員の育休取得が100%であるのに、男性が100%じゃないというのはいかななものかな、違和感しか感じないわけなんですけれども、多分そうやって過ご

してこられた、育休を取らずに来られた人にとっては、それほど違和感を感じておられないのかなという気もしないではありませんけれども。

これも夫婦の愛情の度合いとして、結婚当初、それから妊娠されている期間というのは、大体男女とも同じぐらいの愛情を持っておられるわけなんですよ。ところが、子どもが生まれると、奥さんのほうは子どもに対する愛情がどんと上がって、夫に対する感情がどんと下がるんですけれども、年を取ってから奥様の愛情が回復するグループと回復しないグループに分かれる。これはどこで違うかという、出産後に家事・育児にどれだけ参画したかによって将来的な愛情の戻り方が違うんですね。いわゆる熟年離婚と言われるような方々は、恐らく子どもが生まれたときに家事に参画せずに、奥さんの愛情がさめたままいって、夫が知らないうちに、それがずっと定年ぐらいまでいって、金の切れ目が縁の切れ目になっちゃう。そういったところが実際にデータとして出ておりますので、これからの若手職員、出産等を控えた職員には、きちんと育児休業を取ってもらって一緒に子育てをする。そういった市役所としての風土をつくっていくことが大事なのかなというふうに思っております。

市役所の男性職員が取ればいいというだけの話ではないと思いますし、私は市内の全ての企業、事業所、こういったところの男性社員が100%育休を取得することで、出産、結婚の増加につながり、また働き方改革を進めることによって残業や離職率が減少する、それによって企業の業績が向上するというような、いい流れというものを海津市内全体でつくっていく、そのための先頭に市役所は立っていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

岐阜市においては優れた取組をされておりまして、内閣府のホームページにも紹介をされております。ぎふし共育都市プロジェクト、共育というのは共に育てるという漢字を書きます。ちょっと紹介させていただきます。

岐阜市では2019年度から、男女が共に子育てができるまちを目指す、ぎふし共育都市プロジェクトを実施している。その一環として、子育てを控えるプレパパ、子育て中のパパを対象に、家事・育児参画への意識改革や実践的なスキルの取得を目的とした講座を「パパ大学」と名づけて開催するなど、男性の育児参画により夫婦で共に子育てを行う共育を推進している。2021年度は、だっこやベビーサインなど赤ちゃんとの接し方を学ぶ講座や、簡単・時短をテーマにした料理、お掃除講座などを開催した。受講者からは、「育児への不安が解消された」「子どもとの時間の大切さを認識した」といった声が寄せられたほか、受講者の9割以上が「今後、家事・育児を積極的に実施していきたい」と回答している。また、パートナーとの参加を促すため、プレママ、ママ向け講座も同時に開催しており、受講者から「夫婦でいろいろなことを話すよい機会になった」との声も寄せられたと。

ほかにも、このプロジェクトの中で、男性の育児参画や女性の活躍を応援する企業をぎふ

し共育・女性活躍企業に認定しており、2022年3月末時点で94社が認定を受けている。認定企業のうち特に顕著な取組を行っている企業については、岐阜市男女共同参画優良事業所として表彰しており、2021年度はフレックスタイムの運用に取り組む企業など3社を表彰した。このように岐阜市の取組が内閣府のホームページで紹介をされております。

本市においても、こういった施策が実施されることを希望するところですが、まず市役所での育休取得率が上がらなければ、施策の提案が著しく説得力を欠くものとなります。

そこで、市長にお願いといいますか、要望なんですけれども、現在、多くの企業や自治体が男性育休100%宣言をしております。

例えば会津若松市の市長は、このように言っておられます。男性職員の育休を取得できる職場づくりは、組織として業務を遂行できる体制をつくるという意味においても重要な取組だと考えている。トップとして男性職員が育休を100%取得できる市役所を目指すということで、少子化対策や女性活躍の推進をより一層取り組んでまいりますというふうに言っておられます。

実際、100%目指しますという宣言をされただけで、だけでと言うと失礼ですね、された上で昨年の取得率が30%程度ということで、もう既に国の目標はクリアしておられますけれども、やはりトップの姿勢というものが及ぼす影響というのは大きいのかなと思っております。

そこで、市長にもできれば100%宣言をしていただきたいというところなんですけれども、そこまでは言いません。ただ、市長として積極的に育休取得に取り組むように働きかけをしていただけると、より対象者としても育休を取りやすい雰囲気が出てくるのかなというふうに思いますが、その辺り、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 働き方改革といいますのは、私が公約の中で掲げたことでございますし、初登庁の日に職員に対し、約束したことでございます。それに資する男性の育児休業取得の100%ということでございますので、当然ながら目指してまいります。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） 今、100%を目指しているというところで力強いお言葉をいただいたわけなんですけれども、実際にちょっとでも上がるようにといいますか、上げなければいけないという状態だと私は思っております。幸い、これから1人取る予定ということでございます。これを突破口にして、実際取得した方の姿を見る、また職場でみんなで助け合いながら働き方改革をして、そこの所属長を中心に、職場のチーム全体で育休を取得した職員の分も頑張っていて、それをカバーし合いながら、よりいい成果を上げていくというところを実現して見せ

ていただければ、さらに進むと、好事例が後に続く人たちを励ますということだと思います。ぜひとも、今回育休を取得する方を本当に全力で応援していただきたいというふうに思っております。

先ほども言いましたように、そういった取組を市役所ですることによって、市役所の取組がさらに海津市内に広がっていくというところで、ブラックではなくホワイトな企業がいっぱいある海津市というところで魅力をさらにつけていただければ、お金の競争、いわゆる補助金の競争であるとか、そういったものではなくて、福利厚生面で優れた取組があるところに今もう既に若い人たちの目が向いておりますので、そういったことも併せながら市役所が働き方改革をリードしていく、育休取得を推進していくと、海津市の中の先頭に立っていくというトップランナーとしての役割を果たしていただきたいと思っております。その辺についても市長、一言お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 育休取得に向けた市役所の取組が市内の各事業者に広がることによってどんな効果があるかということでございますが、ワーク・ライフ・バランスが取れた企業を若者が選ぶという傾向が強くなっておるところでございます。まさしく育児休業取得というものが取りやすいところを若者が選んで就職するという時代が来るということでございます。子育て世帯に選ばれるまちとなるための一つの要素であると思っておりますので、私としても取り組んでまいりたいと思います。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） ありがとうございます。

本当に今の市長の言葉で、しっかり取り組んでいただきたいというふうに切に思うところでございますけれども、そもそも海津市職員の育児休業等に関する条例では、任命権者が講じなければいけない措置を上げております。詳細には申しませんが、それらを着実に実行していただいて、まず男性職員の育児休業取得が100%になるように頑張っていただきたいというふうに思っております。県下でも1番と言われるぐらい、100%を目指して頑張っていただくことをお願いします。

では、次に2問目に移りたいと思います。

シティプロモーション大使の制度創設について伺います。

移住者や関係人口の獲得、観光誘客のために、海津市の認知度アップは欠かせません。他市町では、そのまちを広くPRするために、観光大使やふるさと大使などの名称で、その地にゆかりのある著名人をはじめ、一般市民や市町村外の人々に広く委嘱して、その任に当たっていただいている場合もあります。

SNSが盛んな現在では、海津市のことを発信している人、全てが大使と言っても過言ではありませんが、とりわけ自らが海津市の魅力を再発見、あるいは創造し、暮らしにつながる喜びを実感することで、まちを誇りに思い、活動して、それを発信している市民や、そうした市民の思いや活動に出会うことで魅力に共感し、新たに海津市のファンになって発信している他市町の人々はシティプロモーションの取組を進める上で非常に重要な人材です。

そこで、シティプロモーション大使の制度を創設し、そのような人々に大使を委嘱して活動していただければいかがでしょうか。市長、お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員の２点目のシティプロモーション大使についての御質問にお答えします。

シティプロモーション大使は、文化、芸術、スポーツなどの各分野で活躍する地域にゆかりのある著名人などを通じて、観光、文化、歴史、自然、物産等の地域の魅力を広く発信し、誘客や認知度向上、イメージアップなどを図るものであります。また、著名人に加え市民を任命するなど、様々な形式があるものと認識しております。

本市では、昨年度に市のPR動画を制作するに当たり、ユーチューブチャンネルの登録者数が多く情報発信力の高い大食いタレントの大盛のり子氏とユーチューバーのツインズを起用し、インパクトある情報発信に取り組んでいるところであります。

シティプロモーション大使につきましては、本市にゆかりのある著名の方をお願いしたいと考えており、これまでも個別に就任の働きかけを行ってまいりましたが、現在は実現には至っていないところであります。今後も引き続き積極的な働きかけを続けてまいりたいと考えております。

また、議員仰せのとおり、近年はSNS等のインターネットメディアの急速な進展により、誰でも自由に多様な情報を広く発信できるようになり、本市に関わりのある方々が本市の様々な地域資源について情報発信を行っております。

その一例を紹介いたしますと、本市では令和２年度から大江川・中江川アングラ―河川清掃を実施しており、市が公開するInstagram「海津市フィッシング」で、その告知を行っております。この清掃活動への参加者は、主に市外から来るアングラ―と呼ばれる釣り人です。こうした方々が、本市が発信した清掃活動を告知する投稿に対し「いいね！」などのリアクションを示すことで、情報が拡散されております。

こうして全国の釣り愛好家や有名アングラ―がInstagramで情報を共有したことで注目が集まり、毎年400人から500人という市内外の多くの方々に御参加をいただいております。

関係人口・交流人口による情報発信力の高さを感じているところであります。

このように、まずは多くの方々にSNS等で本市の魅力的な地域資源を取り上げてもらえるよう、映えスポットの整備など地域の魅力を高める取組を進めるとともに、関係人口・交流人口の増加を図ってまいります。

その上で、市民にも積極的に情報発信に関わっていただけるような仕組みづくりを考えてまいります。

以上、橋本武夫議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） 市長の答弁、前半部分はちょっと私と考えを異にするわけですが、後半部分のシティプロモーションの効果としての、まちを誇りに思う人が増える、それによってまちの魅力を共感して、まちを好きな人が増える、その結果として、まちに関わりたい人、まちに住みたい人が増えると、いわゆる広義のシティプロモーションの効果というものは市長はしっかり認識をしておられるなというふうに感じるころではございますが、肝腎のと言うと失礼ですが、シティプロモーション大使の部分に関しては、いわゆる知名度・認知度の向上を図るための施策としての従来型の狭義のシティプロモーションの域を出ないのかなというふうに感じております。

もちろん、それも大変重要なことではあるんですが、私が提案したというのか今回質問させていただいたシティプロモーション大使は、シティプロモーションを展開することによって増えたまちを誇りに思って活動する人たち、そういった人たちにお墨つきを付与して、さらなる活動を進めていただくということを目的として提案させていただいておりますので、その辺りが若干、市長の思いとは違うのかなというふうにも思っておりますけれども、最後には市民を巻き込んだ仕組みづくりに取り組んでいくというような答弁もありましたので、今後に期待はしたいと思っておりますけれども、そのためには本市として明確なプロモーション戦略、そういったものを策定して、それを実施するということが必要なのかなというふうに思っております。

実際、多くのまちがシティプロモーションを重要と考え、プロモーション戦略を策定して、それに基づいて活動しておられるところがいっぱいあります。本市もそのようなことが必要かと思っておりますけれども、担当課として広義のシティプロモーションに取り組むことについては何か考えがあるのであれば、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えさせていただきます。

シティプロモーションという意味につきましては、観光振興のみにとらわれず、地方創生や市民協働などの幅広い範囲の意味が含まれているということを承知しているところです。市の内部におきましても、複数の課にまたがるような施策であると考えておりますので、横の連携が大切であるというふうにも考えております。

議員が仰せになりました、市民が市に対する誇りや愛着を持ち、市の魅力を発信することには大変重要であり、シビックプライドの醸成が持続可能な行政運営の基盤になるものというふうに理解するところでもございます。

市長の答弁でもございましたように、まずは地域資源を磨いていきたいということでございまして、それとともに市民を巻き込んだ仕組みづくりにつきまして研究してまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） 担当課から非常にいいお答えをいただきました。これからもシティプロモーションの取組、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

また、市長の答弁にもありました著名人をお願いをするシティプロモーション大使、こちらのほうも大変重要な取組だと思っておりますので、こちらのほうも併せて任命できるように取り組んでいただきたいということを希望して、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで橋本武夫君の質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

（午後 4 時 2 0 分）

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 2 1 分）

○議長（伊藤 誠君） 議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条件についての一部訂正についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とするこ

とに決定しました。

追加日程を配付します。

〔追加議事日程の配付〕

◎議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正について

○議長（伊藤 誠君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案の訂正について御説明申し上げます。

去る11月29日に提出いたしました議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案を訂正いたしたく、海津市議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求めるものであります。

訂正の理由につきましては、議案の25ページ、第2条において、海津市職員の給与に関する条例第23条の4、期末手当に関する改正条文の記載の中に誤りがありましたので、配付いたしました資料のとおり訂正するものであります。

以上、議案の訂正につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 誠君） 市長より提案理由の説明を終わりました。

これより議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

この案件は、さきに総務産業建設委員会に審査が付託してありますので、一部訂正について委員長から審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） 令和4年12月5日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第

109条の規定により報告します。

議案番号、議案第80号、件名、海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正について、結果、承認すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正については、質疑はございませんでした。

審査、採決の結果については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定しましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております一部訂正の件については、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第80号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての一部訂正については、これを承認することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、次回は12月15日午前9時に再開しますので、よろしくお願いいたします。御苦労さまでございました。

（午後4時28分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年2月15日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 古 川 理 沙

署 名 議 員 片 野 治 樹

